

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況 課 題 調 査 票

[ 様 式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料等の取扱い(その1)

調 整 内 容	<p>(調整案)                  使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、項目別に調整を図るものとする。                  (1) 2市町における同一又は、同種の使用料、手数料等については、原則統一するものとし、新市の発足前に事前調整を行う。                  (2) 2市町における独自の使用料、手数料等については、他の使用料、手数料等との関係を考慮しながら、適切な負担を検討する。</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																																												
行財政小委員会																																														
<p>宗像市行政財産使用料条例(抜粋)</p> <p>漁港施設 なし</p>	<p>玄海町行政財産使用料条例(抜粋)</p> <p>漁港施設 岸壁、物揚場及び船揚場を使用するとき。 町内に船籍を有する漁船以外の船舟(避難のために入港した船舟を除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金(月額)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数 5トン未満</td> <td>100円</td> <td rowspan="3">1月未満の端数があるときは、その端数が15日以内のときは半月分、15日を越えるときは1月分として計算する。</td> </tr> <tr> <td>総トン数 5トン以上 20トン未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>総トン数20トン以上</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>町以外に船籍を有する船舟(避難のために入港した船舟を除く。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">料金(日額)</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>漁 船</th> <th>漁船以外の船舟</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トン数 5トン未満</td> <td>30円</td> <td>50円</td> <td rowspan="3">1日未満の端数があるときは、1日として計算する。</td> </tr> <tr> <td>総トン数 5トン以上 20トン未満</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>総トン数20トン以上</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">土 地 ・ 建 物</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金</th> <th rowspan="4">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物を設置しない場合</td> <td>1平方メートルにつき</td> <td>月額 25円</td> <td rowspan="4">1 1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 2 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 3 1年未満の端数があるときは、1年として計算する。 4 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。</td> </tr> <tr> <td>建物その他工作物等を設置する場合</td> <td>"</td> <td>" 80円</td> </tr> <tr> <td>電柱等</td> <td>1本につき</td> <td>年額 550円</td> </tr> <tr> <td>電話柱</td> <td>"</td> <td>" 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金(月額)	備 考	総トン数 5トン未満	100円	1月未満の端数があるときは、その端数が15日以内のときは半月分、15日を越えるときは1月分として計算する。	総トン数 5トン以上 20トン未満	200円	総トン数20トン以上	300円	区 分	料金(日額)		備 考	漁 船	漁船以外の船舟	総トン数 5トン未満	30円	50円	1日未満の端数があるときは、1日として計算する。	総トン数 5トン以上 20トン未満	50円	100円	総トン数20トン以上	100円	200円	土 地 ・ 建 物	区 分	単 位	料 金	備 考	工作物を設置しない場合	1平方メートルにつき	月額 25円	1 1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 2 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 3 1年未満の端数があるときは、1年として計算する。 4 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。	建物その他工作物等を設置する場合	"	" 80円	電柱等	1本につき	年額 550円	電話柱	"	" 200円	<p>漁港施設使用料については、玄海町の例により調整する。</p>
区 分	料金(月額)	備 考																																												
総トン数 5トン未満	100円	1月未満の端数があるときは、その端数が15日以内のときは半月分、15日を越えるときは1月分として計算する。																																												
総トン数 5トン以上 20トン未満	200円																																													
総トン数20トン以上	300円																																													
区 分	料金(日額)		備 考																																											
	漁 船	漁船以外の船舟																																												
総トン数 5トン未満	30円	50円	1日未満の端数があるときは、1日として計算する。																																											
総トン数 5トン以上 20トン未満	50円	100円																																												
総トン数20トン以上	100円	200円																																												
土 地 ・ 建 物	区 分	単 位	料 金	備 考																																										
	工作物を設置しない場合	1平方メートルにつき	月額 25円		1 1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 2 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 3 1年未満の端数があるときは、1年として計算する。 4 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。																																									
	建物その他工作物等を設置する場合	"	" 80円																																											
	電柱等	1本につき	年額 550円																																											
電話柱	"	" 200円																																												

宗像市・玄海町現況課題調査票

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容	
------	--

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																										
<p>土地建物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>当該行政財産の管理者が備えつけている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の5を乗じて得た額。ただし、使用期間が1月未満の使用料は当該使用料に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>当該行政財産の管理者が備えつけている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の6を乗じて得た額と当該建物の建て面積相当の土地使用料の額との合計額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用面積が1㎡未満であるとき又は使用面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算する。</li> <li>2 使用許可の期間が1年未満又はその期間に1年未満の端数があるときは、月額をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。</li> </ol> <p>自動販売機等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>使用料の額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自動販売機等</td> <td>清涼飲料水等</td> <td>使用面積 0.5㎡未満のもの 使用面積 0.5㎡以上 1㎡未満のもの 使用面積 1㎡以上のもの</td> <td>1台当り 2,600円 1台当り 3,900円 1台当り使用面積1㎡の場合にあっては3,900円、使用面積1㎡を超える場合にあっては0.1㎡を増すごとに40円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>煙草等</td> <td>使用面積0.5㎡未満のもの 使用面積0.5以上1㎡未満のもの 使用面積1㎡以上のもの</td> <td>1台当り 1,100円 1台当り 1,300円 1台当り使用面積1㎡の場合にあっては1,300円、使用面積1㎡を超える場合にあっては0.1㎡を増すごとに20円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用料の額は、表に掲げる額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)</li> <li>2 使用面積を加算する場合において0.1㎡未満の端数があるときは、0.1㎡として計算する。</li> <li>3 使用許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月額をもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは、1月として計算する。</li> </ol>	区分	金額(月額)	土地	当該行政財産の管理者が備えつけている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の5を乗じて得た額。ただし、使用期間が1月未満の使用料は当該使用料に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)	建物	当該行政財産の管理者が備えつけている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の6を乗じて得た額と当該建物の建て面積相当の土地使用料の額との合計額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)		区分	使用料の額(月額)	自動販売機等	清涼飲料水等	使用面積 0.5㎡未満のもの 使用面積 0.5㎡以上 1㎡未満のもの 使用面積 1㎡以上のもの	1台当り 2,600円 1台当り 3,900円 1台当り使用面積1㎡の場合にあっては3,900円、使用面積1㎡を超える場合にあっては0.1㎡を増すごとに40円を加算した額	煙草等	使用面積0.5㎡未満のもの 使用面積0.5以上1㎡未満のもの 使用面積1㎡以上のもの	1台当り 1,100円 1台当り 1,300円 1台当り使用面積1㎡の場合にあっては1,300円、使用面積1㎡を超える場合にあっては0.1㎡を増すごとに20円を加算した額	<p>土地建物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土地・建物</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物を設置しない場合</td> <td>1平方メートルにつき</td> <td>月額</td> <td>25円</td> <td rowspan="2">1 1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 2 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 3 1年未満の端数があるときは、1年として計算する。 4 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。</td> </tr> <tr> <td>建物その他工作物等を設置する場合</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>自動販売機等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>使用料の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">自動販売機等</td> <td>使用面積0.5㎡未満のもの</td> <td>1台当 3,970円</td> </tr> <tr> <td>使用面積0.5㎡以上1㎡未満のもの</td> <td>1台当 7,940円</td> </tr> <tr> <td>使用面積1㎡以上1.5以下のもの</td> <td>1台当 11,920円</td> </tr> <tr> <td>使用面積1.5㎡を超えるのもの</td> <td>1台当11,920円に0.1㎡増すごとに1,190円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用面積が1.5㎡を超える場合で、0.1㎡未満の端数があるときは、当核端数は0.1㎡として計算する。</li> <li>2 使用許可の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。</li> </ol>	土地・建物	区分	単位	料金	備考	工作物を設置しない場合	1平方メートルにつき	月額	25円	1 1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 2 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 3 1年未満の端数があるときは、1年として計算する。 4 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。	建物その他工作物等を設置する場合	"	"	80円		区分	使用料の額(年額)	自動販売機等	使用面積0.5㎡未満のもの	1台当 3,970円	使用面積0.5㎡以上1㎡未満のもの	1台当 7,940円	使用面積1㎡以上1.5以下のもの	1台当 11,920円	使用面積1.5㎡を超えるのもの	1台当11,920円に0.1㎡増すごとに1,190円を加算した額	<p>土地建物使用料については、宗像市の例により調整する。</p> <p>自動販売機等設置使用料については、基本的には宗像市の例により調整する。</p>
区分	金額(月額)																																											
土地	当該行政財産の管理者が備えつけている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の5を乗じて得た額。ただし、使用期間が1月未満の使用料は当該使用料に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)																																											
建物	当該行政財産の管理者が備えつけている行政財産台帳の台帳価格に1,000分の6を乗じて得た額と当該建物の建て面積相当の土地使用料の額との合計額に100分の105を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)																																											
	区分	使用料の額(月額)																																										
自動販売機等	清涼飲料水等	使用面積 0.5㎡未満のもの 使用面積 0.5㎡以上 1㎡未満のもの 使用面積 1㎡以上のもの	1台当り 2,600円 1台当り 3,900円 1台当り使用面積1㎡の場合にあっては3,900円、使用面積1㎡を超える場合にあっては0.1㎡を増すごとに40円を加算した額																																									
	煙草等	使用面積0.5㎡未満のもの 使用面積0.5以上1㎡未満のもの 使用面積1㎡以上のもの	1台当り 1,100円 1台当り 1,300円 1台当り使用面積1㎡の場合にあっては1,300円、使用面積1㎡を超える場合にあっては0.1㎡を増すごとに20円を加算した額																																									
	土地・建物	区分	単位	料金	備考																																							
		工作物を設置しない場合	1平方メートルにつき	月額	25円	1 1月未満の端数があるときは、1月として計算する。 2 1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。 3 1年未満の端数があるときは、1年として計算する。 4 1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。																																						
建物その他工作物等を設置する場合	"	"	80円																																									
	区分	使用料の額(年額)																																										
自動販売機等	使用面積0.5㎡未満のもの	1台当 3,970円																																										
	使用面積0.5㎡以上1㎡未満のもの	1台当 7,940円																																										
	使用面積1㎡以上1.5以下のもの	1台当 11,920円																																										
	使用面積1.5㎡を超えるのもの	1台当11,920円に0.1㎡増すごとに1,190円を加算した額																																										

宗像市・玄海町現況課題調査票

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																																																																																																																																																																																									
<p>税務関係手数料一覧</p> <p>証明書関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市県民税所得証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>市県民税所得課税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>市県民税課税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>固定資産税課税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>市県民税非課税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>市県民税納税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>固定資産税納税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>国民健康保険税納税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>法人市民税納税証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>軽自動車税納税証明書(一般)</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>市税の滞納がない証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>評価証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td>5筆ごと</td></tr> <tr><td>13</td><td>公課証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td>5筆ごと</td></tr> <tr><td>14</td><td>資産証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>無資産証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>家屋証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>名寄せ</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>事業所証明書</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>字図土地台帳閲覧</td><td>1件</td><td>200円</td><td>10筆ごと</td></tr> <tr><td>20</td><td>字図謄写</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>臨時運行許可</td><td>1両</td><td>750円</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>住宅用家屋証明書</td><td>1件</td><td>1,300円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>徴収関係</p> <table border="1"> <tr> <td>1 督促手数料</td> <td>1通</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> </table>	番号	種別	単位	料金	備考	1	市県民税所得証明書	1枚	200円		2	市県民税所得課税証明書	1枚	200円		3	市県民税課税証明書	1枚	200円		4	固定資産税課税証明書	1枚	200円		5	市県民税非課税証明書	1枚	200円		6	市県民税納税証明書	1枚	200円		7	固定資産税納税証明書	1枚	200円		8	国民健康保険税納税証明書	1枚	200円		9	法人市民税納税証明書	1枚	200円		10	軽自動車税納税証明書(一般)	1枚	200円		11	市税の滞納がない証明書	1枚	200円		12	評価証明書	1枚	200円	5筆ごと	13	公課証明書	1枚	200円	5筆ごと	14	資産証明書	1枚	200円		15	無資産証明書	1枚	200円		16	家屋証明書	1枚	200円		17	名寄せ	1通	200円		18	事業所証明書	1枚	200円		19	字図土地台帳閲覧	1件	200円	10筆ごと	20	字図謄写	1枚	200円		21	臨時運行許可	1両	750円		22	住宅用家屋証明書	1件	1,300円		1 督促手数料	1通	100円		<p>税務関係手数料一覧</p> <p>証明書関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>町県民税所得証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>町県民税所得課税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>町県民税課税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>固定資産税課税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>町県民税非課税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>町県民税納税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>固定資産税納税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>国民健康保険税納税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>法人町民税納税証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>軽自動車税納税証明書(一般)</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>町税の滞納がない証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>評価証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td>5筆ごと</td></tr> <tr><td>13</td><td>公課証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td>5筆ごと</td></tr> <tr><td>14</td><td>資産証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>無資産証明書</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>名寄せ</td><td>1通</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>土地台帳又は家屋台帳の閲覧</td><td>1件</td><td>200円</td><td>10筆以内</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>30分毎</td><td>1,500円</td><td>10筆超え</td></tr> <tr><td>18</td><td>地籍図の謄写</td><td>1枚</td><td>200円</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>地籍図のコピー複写</td><td>1枚</td><td>100円</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>住宅用家屋証明書</td><td>1通</td><td>1,300円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>徴収関係</p> <table border="1"> <tr> <td>1 督促手数料</td> <td>1通</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> </table>	番号	種別	単位	料金	備考	1	町県民税所得証明書	1通	200円		2	町県民税所得課税証明書	1通	200円		3	町県民税課税証明書	1通	200円		4	固定資産税課税証明書	1通	200円		5	町県民税非課税証明書	1通	200円		6	町県民税納税証明書	1通	200円		7	固定資産税納税証明書	1通	200円		8	国民健康保険税納税証明書	1通	200円		9	法人町民税納税証明書	1通	200円		10	軽自動車税納税証明書(一般)	1通	200円		11	町税の滞納がない証明書	1通	200円		12	評価証明書	1通	200円	5筆ごと	13	公課証明書	1通	200円	5筆ごと	14	資産証明書	1通	200円		15	無資産証明書	1通	200円		16	名寄せ	1通	200円		17	土地台帳又は家屋台帳の閲覧	1件	200円	10筆以内			30分毎	1,500円	10筆超え	18	地籍図の謄写	1枚	200円		19	地籍図のコピー複写	1枚	100円		20	住宅用家屋証明書	1通	1,300円		1 督促手数料	1通	100円		<p>税務関係手数料については、現行料金を基準として新市において調整する。</p> <p>両市町で差違のある手数料については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地台帳又は家屋台帳の閲覧手数料については、宗像市の例により調整する。</li> <li>・地籍図の複写手数料については、200円とする。</li> </ul>
番号	種別	単位	料金	備考																																																																																																																																																																																																																																							
1	市県民税所得証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
2	市県民税所得課税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
3	市県民税課税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
4	固定資産税課税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
5	市県民税非課税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
6	市県民税納税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
7	固定資産税納税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
8	国民健康保険税納税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
9	法人市民税納税証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
10	軽自動車税納税証明書(一般)	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
11	市税の滞納がない証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
12	評価証明書	1枚	200円	5筆ごと																																																																																																																																																																																																																																							
13	公課証明書	1枚	200円	5筆ごと																																																																																																																																																																																																																																							
14	資産証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
15	無資産証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
16	家屋証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
17	名寄せ	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
18	事業所証明書	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
19	字図土地台帳閲覧	1件	200円	10筆ごと																																																																																																																																																																																																																																							
20	字図謄写	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
21	臨時運行許可	1両	750円																																																																																																																																																																																																																																								
22	住宅用家屋証明書	1件	1,300円																																																																																																																																																																																																																																								
1 督促手数料	1通	100円																																																																																																																																																																																																																																									
番号	種別	単位	料金	備考																																																																																																																																																																																																																																							
1	町県民税所得証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
2	町県民税所得課税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
3	町県民税課税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
4	固定資産税課税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
5	町県民税非課税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
6	町県民税納税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
7	固定資産税納税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
8	国民健康保険税納税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
9	法人町民税納税証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
10	軽自動車税納税証明書(一般)	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
11	町税の滞納がない証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
12	評価証明書	1通	200円	5筆ごと																																																																																																																																																																																																																																							
13	公課証明書	1通	200円	5筆ごと																																																																																																																																																																																																																																							
14	資産証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
15	無資産証明書	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
16	名寄せ	1通	200円																																																																																																																																																																																																																																								
17	土地台帳又は家屋台帳の閲覧	1件	200円	10筆以内																																																																																																																																																																																																																																							
		30分毎	1,500円	10筆超え																																																																																																																																																																																																																																							
18	地籍図の謄写	1枚	200円																																																																																																																																																																																																																																								
19	地籍図のコピー複写	1枚	100円																																																																																																																																																																																																																																								
20	住宅用家屋証明書	1通	1,300円																																																																																																																																																																																																																																								
1 督促手数料	1通	100円																																																																																																																																																																																																																																									

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容	
------	--

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容	
<b>生活環境小委員会</b>			
(1) 戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	(1) 戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	(1)～(6) 両市町に相違がないため、現行のとおりとする。	
(2) 戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円	(2) 戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円		
(3) 除籍謄抄本手数料 1通につき 750円	(3) 除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円		
(4) 除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円	(4) 除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円		
(5) 戸籍届出受理証明交付手数料 1通につき 350円 ただし、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は 認知の届出の受理証明手数料は、 届書記載事項証明書交付手数料 1通につき 1,400円 証明事項1件につき 350円	(5) 戸籍届出受理等証明書交付手数料 1通につき 350円 ただし、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は 認知の届出の受理証明手数料は、 1通につき 1,400円		
(6) 届書その他書類閲覧手数料 書類1件につき 350円	(6) 戸籍届書等閲覧手数料 書類1件につき 350円		
(7) 戸籍記録全部又は一部事項証明書交付手数料 1通につき 450円	(7) なし		(7)、(8) 戸籍記録全部又は一部事項証明書交付手数料及び、除籍記録全部又は一部事項証明書交付手数料については、宗像市の例により調整する。
(8) 除籍記録全部又は一部事項証明書交付手数料 1通につき 750円	(8) なし		
(9) 住民票閲覧手数料 1件につき 200円	(9) 住民票閲覧手数料 1人につき30分ごとに 1,500円		(9) 住民票閲覧手数料については、宗像市の例により調整する。
(10) 住民票記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 200円	(10) 住民票記載事項証明書交付手数料 1件につき 200円		(10)～(14) 両市町に相違がないため、現行のとおりとする。
(11) 住民票交付手数料 1通につき 200円	(11) 住民票交付手数料 1通につき 200円		
(12) 戸籍附票交付手数料 1通につき 200円	(12) 戸籍附票交付手数料 1件につき 200円		
(13) 登録原票記載事項証明書交付手数料 1通につき 200円	(13) 登録原票記載事項証明書交付手数料 1件につき 200円		
(14) 登録原票の写し交付手数料 1通につき 200円	(14) 登録原票の写し交付手数料 1通につき 200円		

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調 整 内 容	
---------	--

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容
(15) 印鑑登録証交付手数料 1件につき 200円	(15) 印鑑登録証交付手数料 1通につき 200円 再交付の場合 500円	(15) 印鑑登録証交付手数料については、宗像市の例により調整する。
(16) 印鑑登録証明書交付手数料 1通につき 200円	(16) 印鑑登録証明書交付手数料 1通につき 200円	(16)～(18) 両市町に相違がないため、現行のとおりとする。
(17) 印鑑登録証明書交付手数料(認可地縁団体)1通につき 200円	(17) 印鑑登録証明書交付手数料(認可地縁団体)1通につき 200円	
(18) その他の証明書交付手数料 1通につき 200円	(18) 身元証明書交付手数料 1件につき 200円	
(19) 市民カード交付手数料 1件につき 200円	(19) なし	(19) 市民カード交付手数料については、宗像市の例により調整する。
(20) 鳥獣飼養許可書の交付手数料又は更新手数料 若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円	(20) 鳥獣飼養許可書の交付手数料又は更新手数料 若しくは再交付手数料 1件につき 3,400円	(20) 両市町に相違がないため、現行のとおりとする。

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																																																																																																								
<p><b>健康福祉小委員会</b></p> <p>メイトム宗像会議室等利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">基本使用料</th> <th rowspan="2">冷暖房使用料 (1時間あたり)</th> </tr> <tr> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>多目的ホール</td><td>1,300円</td><td>2,000円</td><td>2,000円</td><td>600円</td></tr> <tr><td>健診室</td><td>800円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>300円</td></tr> <tr><td>和室</td><td>900円</td><td>1,300円</td><td>1,300円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>201会議室</td><td>440円</td><td>660円</td><td>660円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>202会議室</td><td>800円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>150円</td></tr> <tr><td>203会議室</td><td>440円</td><td>660円</td><td>660円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>調理実習室</td><td>1,300円</td><td>2,000円</td><td>2,000円</td><td>350円</td></tr> <tr><td>茶室</td><td>440円</td><td>660円</td><td>660円</td><td>50円</td></tr> <tr><td>録音室</td><td>440円</td><td>660円</td><td>660円</td><td>50円</td></tr> </tbody> </table> <p>女性センター結工房利用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料(1区分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テーブル(工房テーブル、裁縫テーブル各2台)</td> <td>250円(1台あたり)</td> </tr> <tr> <td>調理コーナー</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>デイサービスセンター入浴・カラオケ利用料(一般開放分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入浴(1回あたり)</td> <td>195円</td> </tr> <tr> <td>リフレッシュルーム(1時間あたり)</td> <td>670円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	基本使用料			冷暖房使用料 (1時間あたり)	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	多目的ホール	1,300円	2,000円	2,000円	600円	健診室	800円	1,200円	1,200円	300円	和室	900円	1,300円	1,300円	150円	201会議室	440円	660円	660円	150円	202会議室	800円	1,200円	1,200円	150円	203会議室	440円	660円	660円	200円	調理実習室	1,300円	2,000円	2,000円	350円	茶室	440円	660円	660円	50円	録音室	440円	660円	660円	50円	施設名	使用料(1区分)	テーブル(工房テーブル、裁縫テーブル各2台)	250円(1台あたり)	調理コーナー	500円	施設名	使用料	入浴(1回あたり)	195円	リフレッシュルーム(1時間あたり)	670円	<p>ゆうゆうぶらざ使用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th rowspan="2">冷暖房使用料</th> </tr> <tr> <th>9:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1階和室 1</td><td>1時間</td><td>600円</td><td>700円</td><td>550円</td></tr> <tr><td>1階和室 2</td><td>1時間</td><td>600円</td><td>700円</td><td>550円</td></tr> <tr><td>2階和室 1</td><td>1時間</td><td>100円</td><td>150円</td><td>100円</td></tr> <tr><td>2階和室 2</td><td>1時間</td><td>100円</td><td>150円</td><td>100円</td></tr> <tr><td>サークル室 1</td><td>1時間</td><td>100円</td><td>150円</td><td>100円</td></tr> <tr><td>サークル室 2</td><td>1時間</td><td>100円</td><td>150円</td><td>100円</td></tr> <tr><td>サークル室 3</td><td>1時間</td><td>200円</td><td>250円</td><td>200円</td></tr> <tr><td>研修室 1</td><td>1時間</td><td>350円</td><td>400円</td><td>300円</td></tr> <tr><td>研修室 2</td><td>1時間</td><td>350円</td><td>400円</td><td>300円</td></tr> <tr><td>調理実習室</td><td>1時間</td><td>550円</td><td>650円</td><td>550円</td></tr> <tr><td>機能訓練室 1</td><td>1時間</td><td>600円</td><td>700円</td><td>550円</td></tr> <tr><td>訓練器具利用</td><td>1回</td><td>100円</td><td>100円</td><td>-</td></tr> <tr><td>機能訓練室 2</td><td>1時間</td><td>600円</td><td>700円</td><td>550円</td></tr> <tr><td>健康器具利用</td><td>1回</td><td>100円</td><td>100円</td><td>-</td></tr> <tr><td>健康器具利用</td><td>1冊</td><td>1,000円</td><td>1,000円</td><td>-</td></tr> <tr><td>浴室</td><td>1時間</td><td>200円</td><td>200円</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 行政機関及び保健・福祉関係団体が使用する場合は、無料とする。                  (2) 玄海町に居住する人以外の使用は、使用料及び冷暖房料の額を5割増しとする。                  (3) 機能訓練室1については、身体障害者及び65歳以上の人が機能訓練に使用する場合は無料とする。                  (4) 浴室については、65歳以上の人が及び中学生以下の人が使用する場合は無料とし、障害者が使用する場合は、本人及び介護人1名が無料となります。</p>	施設名	単位	基本使用料		冷暖房使用料	9:00~17:00	17:00~22:00	1階和室 1	1時間	600円	700円	550円	1階和室 2	1時間	600円	700円	550円	2階和室 1	1時間	100円	150円	100円	2階和室 2	1時間	100円	150円	100円	サークル室 1	1時間	100円	150円	100円	サークル室 2	1時間	100円	150円	100円	サークル室 3	1時間	200円	250円	200円	研修室 1	1時間	350円	400円	300円	研修室 2	1時間	350円	400円	300円	調理実習室	1時間	550円	650円	550円	機能訓練室 1	1時間	600円	700円	550円	訓練器具利用	1回	100円	100円	-	機能訓練室 2	1時間	600円	700円	550円	健康器具利用	1回	100円	100円	-	健康器具利用	1冊	1,000円	1,000円	-	浴室	1時間	200円	200円	-	<p>総合保健福祉センターの施設使用料については、                  現行のとおりとする。</p>
施設名		基本使用料				冷暖房使用料 (1時間あたり)																																																																																																																																																				
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00																																																																																																																																																							
多目的ホール	1,300円	2,000円	2,000円	600円																																																																																																																																																						
健診室	800円	1,200円	1,200円	300円																																																																																																																																																						
和室	900円	1,300円	1,300円	150円																																																																																																																																																						
201会議室	440円	660円	660円	150円																																																																																																																																																						
202会議室	800円	1,200円	1,200円	150円																																																																																																																																																						
203会議室	440円	660円	660円	200円																																																																																																																																																						
調理実習室	1,300円	2,000円	2,000円	350円																																																																																																																																																						
茶室	440円	660円	660円	50円																																																																																																																																																						
録音室	440円	660円	660円	50円																																																																																																																																																						
施設名	使用料(1区分)																																																																																																																																																									
テーブル(工房テーブル、裁縫テーブル各2台)	250円(1台あたり)																																																																																																																																																									
調理コーナー	500円																																																																																																																																																									
施設名	使用料																																																																																																																																																									
入浴(1回あたり)	195円																																																																																																																																																									
リフレッシュルーム(1時間あたり)	670円																																																																																																																																																									
施設名	単位	基本使用料		冷暖房使用料																																																																																																																																																						
		9:00~17:00	17:00~22:00																																																																																																																																																							
1階和室 1	1時間	600円	700円	550円																																																																																																																																																						
1階和室 2	1時間	600円	700円	550円																																																																																																																																																						
2階和室 1	1時間	100円	150円	100円																																																																																																																																																						
2階和室 2	1時間	100円	150円	100円																																																																																																																																																						
サークル室 1	1時間	100円	150円	100円																																																																																																																																																						
サークル室 2	1時間	100円	150円	100円																																																																																																																																																						
サークル室 3	1時間	200円	250円	200円																																																																																																																																																						
研修室 1	1時間	350円	400円	300円																																																																																																																																																						
研修室 2	1時間	350円	400円	300円																																																																																																																																																						
調理実習室	1時間	550円	650円	550円																																																																																																																																																						
機能訓練室 1	1時間	600円	700円	550円																																																																																																																																																						
訓練器具利用	1回	100円	100円	-																																																																																																																																																						
機能訓練室 2	1時間	600円	700円	550円																																																																																																																																																						
健康器具利用	1回	100円	100円	-																																																																																																																																																						
健康器具利用	1冊	1,000円	1,000円	-																																																																																																																																																						
浴室	1時間	200円	200円	-																																																																																																																																																						

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調 整 内 容	
---------	--

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>健診費用……無料</p>	<p>健診費用……自己負担あり</p> <p>(1)基本健診(地域健診)      無料                      ただし、喀痰検査を受ける70歳未満の人は300円</p> <p>(2)総合がん検診(地域健診)                      胃がん      500円                      子宮がん    400円                      乳がん      100円                      大腸がん    500円                      * ~ は70歳以上は無料                      は年齢を問わず全員徴収</p> <p>(3)センター健診                      基本健診    無料                      結核・肺がん(胸部X-P) 無料                      胃            500円                      子宮         400円                      乳            100円                      大腸         500円                      喀痰         300円                      * ~、及び は70歳以上無料                      は全員徴収</p>	<p>健診費用については、健康管理の自己責任の原則に照らし、住民が保健サービスを受ける機会を損なわない範囲で、費用徴収を行うものとする。</p>

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容	
------	--

宗像市の現況				玄海町の現況			調整の具体的内容																																																																																															
<p>保育所徴収金基準額表(平成12年度)</p> <p>各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">半額区分</th> <th rowspan="3">国の階層区分</th> <th rowspan="3">現行階層区分</th> <th rowspan="3">定義</th> <th colspan="6">徴収金基準額表(月額)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">3歳未満児の場合</th> <th colspan="3">3歳以上児の場合</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>半額</th> <th>1/10</th> <th>基準額</th> <th>半額</th> <th>1/10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">年 下</td> <td>1</td> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>B</td> <td>A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 市町村民税非課税世帯</td> <td>9,000</td> <td>4,500</td> <td>900</td> <td>6,000</td> <td>3,000</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>C</td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>19,500</td> <td>9,750</td> <td>1,950</td> <td>16,500</td> <td>8,250</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>D1 D2</td> <td>1円以上 ~ 10,000円未満 10,000円以上 ~ 40,000円未満</td> <td>26,500 30,000</td> <td>13,250 15,000</td> <td>2,650 3,000</td> <td>23,500 27,000</td> <td>11,750 13,500</td> <td>2,350 2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">年 上</td> <td rowspan="2">5</td> <td>D3</td> <td>40,000円以上 ~ 90,000円未満</td> <td>39,660</td> <td>19,830</td> <td>3,960</td> <td>37,030</td> <td>18,510</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>D4</td> <td>90,000円以上 ~ 140,000円未満</td> <td>44,500</td> <td>22,250</td> <td>4,450</td> <td>37,030</td> <td>18,510</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">D5</td> <td>140,000円以上 ~ 370,000円未満</td> <td>61,000</td> <td>30,500</td> <td>6,100</td> <td>37,030</td> <td>18,510</td> <td>3,700</td> </tr> <tr> <td>370,000円以上 ~</td> <td>80,000</td> <td>40,000</td> <td>8,000</td> <td>37,030</td> <td>18,510</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>				半額区分	国の階層区分	現行階層区分	定義	徴収金基準額表(月額)						3歳未満児の場合			3歳以上児の場合			基準額	半額	1/10	基準額	半額	1/10	年 下	1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	2	B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 市町村民税非課税世帯	9,000	4,500	900	6,000	3,000	600	3	C	市町村民税課税世帯	19,500	9,750	1,950	16,500	8,250	1,650	4	D1 D2	1円以上 ~ 10,000円未満 10,000円以上 ~ 40,000円未満	26,500 30,000	13,250 15,000	2,650 3,000	23,500 27,000	11,750 13,500	2,350 2,700	年 上	5	D3	40,000円以上 ~ 90,000円未満	39,660	19,830	3,960	37,030	18,510	3,700	D4	90,000円以上 ~ 140,000円未満	44,500	22,250	4,450	37,030	18,510	3,700	6	D5	140,000円以上 ~ 370,000円未満	61,000	30,500	6,100	37,030	18,510	3,700	370,000円以上 ~	80,000	40,000	8,000	37,030	18,510	3,700				<p>保育所保育料については、宗像市の例により調整する。</p>		
半額区分	国の階層区分	現行階層区分	定義					徴収金基準額表(月額)																																																																																														
								3歳未満児の場合			3歳以上児の場合																																																																																											
				基準額	半額	1/10	基準額	半額	1/10																																																																																													
年 下	1	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0																																																																																													
	2	B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 市町村民税非課税世帯	9,000	4,500	900	6,000	3,000	600																																																																																													
	3	C	市町村民税課税世帯	19,500	9,750	1,950	16,500	8,250	1,650																																																																																													
	4	D1 D2	1円以上 ~ 10,000円未満 10,000円以上 ~ 40,000円未満	26,500 30,000	13,250 15,000	2,650 3,000	23,500 27,000	11,750 13,500	2,350 2,700																																																																																													
年 上	5	D3	40,000円以上 ~ 90,000円未満	39,660	19,830	3,960	37,030	18,510	3,700																																																																																													
		D4	90,000円以上 ~ 140,000円未満	44,500	22,250	4,450	37,030	18,510	3,700																																																																																													
	6	D5	140,000円以上 ~ 370,000円未満	61,000	30,500	6,100	37,030	18,510	3,700																																																																																													
			370,000円以上 ~	80,000	40,000	8,000	37,030	18,510	3,700																																																																																													
<p>1、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合</p> <p>(1) B階層～D2階層に属する世帯 もっとも徴収基準額が低い児童は基準額を、次ぎに低い児童は1/2を、それ以外の児童は1/10を適用する。</p> <p>(2) D3階層～D6階層に属する世帯 もっとも徴収基準額が高い児童は基準額を、次ぎに高い児童は1/2を、それ以外の児童は1/10を適用する。</p> <p>2、「母子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」、「その他の世帯」の徴収金算定基準は、国の示した基準とする。</p>																																																																																																						

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調 整 内 容
---------

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																																																																																																																																																													
<p><b>学童保育事業</b></p> <p>学童保育児童数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成10年度</th> <th colspan="2">平成11年度</th> <th colspan="4">平成12年度</th> </tr> <tr> <th>小1～小3</th> <th>その他</th> <th>小1～小3</th> <th>その他</th> <th>小1～小3</th> <th>その他</th> <th>障害児</th> <th>父母子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>赤間</td><td>50</td><td>12</td><td>49</td><td>27</td><td>67</td><td>29</td><td>1</td><td>7</td></tr> <tr><td>自由ヶ丘</td><td>24</td><td>10</td><td>37</td><td>8</td><td>40</td><td>10</td><td>2</td><td>16</td></tr> <tr><td>自由ヶ丘南</td><td>36</td><td>15</td><td>36</td><td>19</td><td>35</td><td>22</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>赤間西</td><td>40</td><td>7</td><td>42</td><td>10</td><td>43</td><td>11</td><td>1</td><td>7</td></tr> <tr><td>河東</td><td>35</td><td>10</td><td>33</td><td>13</td><td>41</td><td>20</td><td>1</td><td>9</td></tr> <tr><td>河東西</td><td>37</td><td>6</td><td>43</td><td>8</td><td>44</td><td>12</td><td>0</td><td>4</td></tr> <tr><td>東郷</td><td>30</td><td>18</td><td>42</td><td>13</td><td>42</td><td>20</td><td>1</td><td>11</td></tr> <tr><td>日の里東</td><td>30</td><td>4</td><td>36</td><td>7</td><td>34</td><td>10</td><td>0</td><td>6</td></tr> <tr><td>日の里西</td><td>47</td><td>13</td><td>39</td><td>15</td><td>42</td><td>15</td><td>2</td><td>14</td></tr> <tr><td>南郷</td><td>21</td><td>10</td><td>21</td><td>11</td><td>24</td><td>12</td><td>0</td><td>5</td></tr> <tr><td>吉武</td><td>-</td><td>-</td><td>8</td><td>6</td><td>12</td><td>6</td><td>0</td><td>2</td></tr> <tr><td>小 計</td><td>350</td><td>105</td><td>386</td><td>137</td><td>424</td><td>167</td><td>8</td><td>82</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>455</td><td></td><td>523</td><td></td><td>591</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>学童保育保育料 基準 6,500円 兄弟姉妹 5,500円 父母子 3,500円</p>		平成10年度		平成11年度		平成12年度				小1～小3	その他	小1～小3	その他	小1～小3	その他	障害児	父母子	赤間	50	12	49	27	67	29	1	7	自由ヶ丘	24	10	37	8	40	10	2	16	自由ヶ丘南	36	15	36	19	35	22	0	1	赤間西	40	7	42	10	43	11	1	7	河東	35	10	33	13	41	20	1	9	河東西	37	6	43	8	44	12	0	4	東郷	30	18	42	13	42	20	1	11	日の里東	30	4	36	7	34	10	0	6	日の里西	47	13	39	15	42	15	2	14	南郷	21	10	21	11	24	12	0	5	吉武	-	-	8	6	12	6	0	2	小 計	350	105	386	137	424	167	8	82	合 計	455		523		591				<p><b>学童保育事業</b></p> <p>学童保育児童数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">平成12年度</th> </tr> <tr> <th>小1～小3</th> <th>その他</th> <th>父母子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>玄海小</td><td>15</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>玄海東小</td><td>8</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>小計</td><td>23</td><td>2</td><td>5</td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td>30</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>学童保育保育料 3,500円</p> <p>傷害保険料 1,800円</p>		平成12年度			小1～小3	その他	父母子	玄海小	15	1	2	玄海東小	8	1	3	小計	23	2	5	合 計		30		<p>学童保育事業については、宗像市の例により調整する。</p>
		平成10年度		平成11年度		平成12年度																																																																																																																																																									
	小1～小3	その他	小1～小3	その他	小1～小3	その他	障害児	父母子																																																																																																																																																							
赤間	50	12	49	27	67	29	1	7																																																																																																																																																							
自由ヶ丘	24	10	37	8	40	10	2	16																																																																																																																																																							
自由ヶ丘南	36	15	36	19	35	22	0	1																																																																																																																																																							
赤間西	40	7	42	10	43	11	1	7																																																																																																																																																							
河東	35	10	33	13	41	20	1	9																																																																																																																																																							
河東西	37	6	43	8	44	12	0	4																																																																																																																																																							
東郷	30	18	42	13	42	20	1	11																																																																																																																																																							
日の里東	30	4	36	7	34	10	0	6																																																																																																																																																							
日の里西	47	13	39	15	42	15	2	14																																																																																																																																																							
南郷	21	10	21	11	24	12	0	5																																																																																																																																																							
吉武	-	-	8	6	12	6	0	2																																																																																																																																																							
小 計	350	105	386	137	424	167	8	82																																																																																																																																																							
合 計	455		523		591																																																																																																																																																										
	平成12年度																																																																																																																																																														
	小1～小3	その他	父母子																																																																																																																																																												
玄海小	15	1	2																																																																																																																																																												
玄海東小	8	1	3																																																																																																																																																												
小計	23	2	5																																																																																																																																																												
合 計		30																																																																																																																																																													

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	具体的な調整内容
<p><b>教育文化小委員会</b></p> <p>宗像ユリックス                      ・使用料は別紙                      ・入場料徴収に対する加算金                      (1)～(3)まで省略                      (4)入場料5,000円以上7,000円未満のとき 100分の300                      (5)入場料7,000円以上のとき 100分の500                      ・前項以外の場合で、営利目的のため使用する場合                      (1)基本使用料に100分の300を乗じて得た額                      ・使用料免除・減免措置                      宗像市なし                      ・貸出し区分                      午前・午後・夜間の3区分(区分帯で使用料が異なる)</p> <p>宗像市中央公民館                      ・使用料は別紙</p> <p>備考                      1 上記の使用料は、午前、午後、夜間ごととし、4時間を限度とする。ただし、陶芸窯については、10時間を限度とする。                      2 電気料金として、ホール1,500円、舞台1,000円、その他の室は150円、陶芸窯についてはメーターの指示するところにより1キロワット当たり20円で算出した額を増とする。                      3 入場料又は会費等を徴収して使用する場合は、定額の3倍の額とする。                      4 使用時間が1区間に満たない場合でも、使用料は減免しない。                      改正(12条例第15号)</p>	<p>アクシス玄海                      ・使用料は別紙 ・入場料徴収に対する加算金                      (1)～(3)まで宗像市に同じ                      (4)入場料5,000円以上のとき 100分の300                      ・前項以外の場合で、営利目的のため使用する場合                      (1)間接的 (基本使用料に100分の150を乗じて得た額)                      (2)直接的 (基本使用料に100分の300を乗じて得た額)                      ・使用料免除・減免措置                      使用料免除                      (1)本町主催・共催行事                      (2)本町教育委員会、公民館の主催・共催行事                      (3)本町の小学校、中学校、幼稚園の教育行事                      (4)本町の条例、規則に規定する委員会等が主催する行事                      使用料減免                      6時間以上連続して使用する場合の使用料は、当該使用料に100分の90を、全日(9時から22時)使用の場合の使用料は、当該使用料に100分の80を乗じて得た額とする。                      ・貸出し区分                      9時～17時、17時～22時の2区分で使用料が異なり1時間単位で貸出ししている。</p> <p>玄海町民俗資料館                      入館料                      中学生以上200円 団体(15人以上)の場合は150円</p>	<p>宗像ユリックス、アクシス玄海、中央公民館の使用料は、現行のとおりとする。</p> <p>玄海町民俗資料館の使用料は、現行のとおりとする。</p>

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	具体的な調整内容																																																
<p>宗像市コミュニティ・センター自由ヶ丘会館、自由ヶ丘分館使用料 ・宗像市コミュニティ・センター自由ヶ丘会館使用料</p> <p>施設料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>550円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホールA (123㎡)</td> <td>650円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホールB (123㎡)</td> <td>650円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>450円</td> <td>550円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備品使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品名</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理台</td> <td>1台4時間につき 110円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>4時間につき 220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>上記の使用料は、午前、午後、夜間ごととし、4時間を限度とする。</li> <li>照明使用の場合は、多目的ホールA及びBは300円、その他は150円増しとする。</li> <li>入場料若しくは会費等を徴収して使用する場合又は営利を目的に使用する場合は、定額の3倍とする。</li> <li>使用時間が、1区間に満たない場合においても、使用料は減免しない。</li> </ol> <p>・自由ヶ丘分館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室A</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>会議室C</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>和室C</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>250円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>750円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>上記の使用料は、午前、午後、夜間ごととし、4時間を限度とする。</li> <li>照明使用の場合は、150円増しとする。</li> <li>入場料又は会費等を徴収して使用する場合は、定額の3倍の額とする。</li> <li>使用時間が、1区間に満たない場合においても、使用料は減免しない。</li> </ol>	施設名	使用料	冷暖房使用料	研修室	550円	600円	多目的ホールA (123㎡)	650円	700円	多目的ホールB (123㎡)	650円	700円	調理室	450円	550円	備品名	使用料金	調理台	1台4時間につき 110円	放送設備	4時間につき 220円	施設名	使用料	冷暖房使用料	会議室A	350円	350円	会議室B	400円	400円	会議室C	350円	350円	和室A	350円	350円	和室B	350円	350円	和室C	350円	350円	小会議室	250円	250円	研修室	750円	800円	<p>玄海町なし</p>	<p>宗像市コミュニティ・センター自由ヶ丘会館、自由ヶ丘分館 宗像市コミュニティ・センター南郷会館、日の里地区公民館の使用料は、現行のとおりとする。</p>
施設名	使用料	冷暖房使用料																																																
研修室	550円	600円																																																
多目的ホールA (123㎡)	650円	700円																																																
多目的ホールB (123㎡)	650円	700円																																																
調理室	450円	550円																																																
備品名	使用料金																																																	
調理台	1台4時間につき 110円																																																	
放送設備	4時間につき 220円																																																	
施設名	使用料	冷暖房使用料																																																
会議室A	350円	350円																																																
会議室B	400円	400円																																																
会議室C	350円	350円																																																
和室A	350円	350円																																																
和室B	350円	350円																																																
和室C	350円	350円																																																
小会議室	250円	250円																																																
研修室	750円	800円																																																

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	具体的な調整内容																																																					
<p>宗像市コミュニティ・センター南郷会館使用料</p> <p>施設使用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>550円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>学習室A (和室10畳)</td> <td>350円 (茶室として使用の場合110円増)</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>学習室B (和室6畳)</td> <td>250円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホールA (114㎡)</td> <td>550円</td> <td rowspan="2">950円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホールB (36㎡)</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>団体室</td> <td>250円</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備品用品料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品名</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理台</td> <td>1台4時間につき 110円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>4時間につき 220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>上記の使用料は、午前、午後、夜間ごととし、4時間を限度とする。</li> <li>照明使用の場合は、多目的ホール600円、その他は150円増とする。</li> <li>入場料若しくは会費等を徴収して使用する場合又は営利を目的に使用する場合は、定額の3倍とする。</li> <li>使用時間が、1区間に満たない場合においても、使用料は減免しない。</li> </ol> <p>日の里地区公民館の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>1,100円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>研修室A</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>研修室B</td> <td>350円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>研修室C</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>600円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>上記の使用料金は、午前、午後、夜間ごととし、4時間を限度とする。</li> <li>照明使用の場合は、ホール600円、その他は150円増とする。</li> <li>入場料又は会費等を徴収して使用する場合は、定額の3倍の額とする。</li> <li>使用時間が1区間に満たない場合でも使用料は減免しない。</li> <li>調理台使用の場合は、1台につき110円(4時間まで)とする。</li> </ol>	施設名	使用料	冷暖房使用料	研修室	550円	600円	学習室A (和室10畳)	350円 (茶室として使用の場合110円増)	350円	学習室B (和室6畳)	250円	250円	調理室	350円	350円	多目的ホールA (114㎡)	550円	950円	多目的ホールB (36㎡)	250円	団体室	250円	250円	備品名	使用料金	調理台	1台4時間につき 110円	放送設備	4時間につき 220円	施設名	使用料	冷暖房使用料	ホール	1,100円	1,200円	和室A	350円	350円	和室B	350円	350円	研修室A	350円	350円	研修室B	350円	350円	研修室C	700円	700円	調理室	600円	600円		
施設名	使用料	冷暖房使用料																																																					
研修室	550円	600円																																																					
学習室A (和室10畳)	350円 (茶室として使用の場合110円増)	350円																																																					
学習室B (和室6畳)	250円	250円																																																					
調理室	350円	350円																																																					
多目的ホールA (114㎡)	550円	950円																																																					
多目的ホールB (36㎡)	250円																																																						
団体室	250円	250円																																																					
備品名	使用料金																																																						
調理台	1台4時間につき 110円																																																						
放送設備	4時間につき 220円																																																						
施設名	使用料	冷暖房使用料																																																					
ホール	1,100円	1,200円																																																					
和室A	350円	350円																																																					
和室B	350円	350円																																																					
研修室A	350円	350円																																																					
研修室B	350円	350円																																																					
研修室C	700円	700円																																																					
調理室	600円	600円																																																					

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	具体的な調整内容																																																																																																																							
<p>小・中学校施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">照明料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小中学校体育館</td> <td>4時間まで</td> <td>650円</td> <td>2時間まで</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>1時間増すごとに</td> <td>130円</td> <td>1時間増すごとに</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>ナイター施設</td> <td>2時間</td> <td>7,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">河東西小学校特別教室</td> <td>多目的教室</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図工室</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>音楽室</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭科室</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミーティング室A</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミーティング室B</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンピューター室</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ランチルーム</td> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校体育館の使用料については、体育館の半面を基準とする。</li> <li>2 ナイター施設の使用期間は、4月1日から10月31日までとし、使用時間は19時から21時までとする。</li> </ol> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 火曜日から金曜日まで(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の9時から17時までに大体育室を専用する場合(使用者が入場料を徴収する場合を除く。)の使用料の額は、この表に掲げる使用料の2分の1の額とする。</li> <li>2 この表に掲げる使用料の計算において、1時間未満の時間はこれを1時間とする。</li> </ol> <p>弓道場</p> <p>(1) 個人使用料 (2時間以内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学生</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 専用使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料金</th> <th>照明料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間以内</td> <td>1,000円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1時間増すごとに</td> <td>470円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 専用使用料の1時間増すごとに使用料400円、照明料100円を加算する。</p>	区分	使用料				基本使用料		照明料金		小中学校体育館	4時間まで	650円	2時間まで	800円	1時間増すごとに	130円	1時間増すごとに	400円	ナイター施設	2時間	7,500円			河東西小学校特別教室	多目的教室	2時間	400円		図工室	2時間	400円		音楽室	2時間	400円		家庭科室	2時間	400円		和室	2時間	400円		ミーティング室A	2時間	400円		ミーティング室B	2時間	400円		コンピューター室	2時間	400円		ランチルーム	2時間	400円			区分	使用料金	小中学生	50円	高校生	110円	一般	160円	区分	使用料金	照明料金	2時間以内	1,000円	200円	1時間増すごとに	470円	100円	<p>小・中学校施設の使用料 (全面2時間当たり、円) (消費税込み)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町内</th> <th>町内外</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>無料</td> <td>600</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>照明料</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>無料</td> <td>1,200</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>B &amp; G海洋センターの使用料(全面2時間当たり、円) (消費税別)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町内</th> <th>町内外</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>無料</td> <td>600</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>照明料</td> <td>450</td> <td>450</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>250</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>B &amp; G海洋センタープールの使用料 (円) (消費税別)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(高校生以上)</td> <td>250</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>小人(小・中学生)</td> <td>130</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table>	区分	町内	町内外	町外	体育館	無料	600	1,200	照明料	450	450	450	運動場	無料	1,200	2,500	区分	町内	町内外	町外	体育館	無料	600	1,200	照明料	450	450	450	会議室	250	500	500	区分	町内	町外	大人(高校生以上)	250	350	小人(小・中学生)	130	250	<p>小・中学校施設の使用料は、宗像市の例により調整する。</p> <p>B &amp; G海洋センターの使用料は、新市の発足前に事前調整を行う。 ・無料を廃止する。</p> <p>B &amp; G海洋センタープールの使用料は、新市の発足前に事前調整を行う。</p> <p>弓道場の使用料は、現行のとおりとする。</p>
区分		使用料																																																																																																																							
	基本使用料		照明料金																																																																																																																						
小中学校体育館	4時間まで	650円	2時間まで	800円																																																																																																																					
	1時間増すごとに	130円	1時間増すごとに	400円																																																																																																																					
ナイター施設	2時間	7,500円																																																																																																																							
河東西小学校特別教室	多目的教室	2時間	400円																																																																																																																						
	図工室	2時間	400円																																																																																																																						
	音楽室	2時間	400円																																																																																																																						
	家庭科室	2時間	400円																																																																																																																						
	和室	2時間	400円																																																																																																																						
	ミーティング室A	2時間	400円																																																																																																																						
	ミーティング室B	2時間	400円																																																																																																																						
	コンピューター室	2時間	400円																																																																																																																						
ランチルーム	2時間	400円																																																																																																																							
区分	使用料金																																																																																																																								
小中学生	50円																																																																																																																								
高校生	110円																																																																																																																								
一般	160円																																																																																																																								
区分	使用料金	照明料金																																																																																																																							
2時間以内	1,000円	200円																																																																																																																							
1時間増すごとに	470円	100円																																																																																																																							
区分	町内	町内外	町外																																																																																																																						
体育館	無料	600	1,200																																																																																																																						
照明料	450	450	450																																																																																																																						
運動場	無料	1,200	2,500																																																																																																																						
区分	町内	町内外	町外																																																																																																																						
体育館	無料	600	1,200																																																																																																																						
照明料	450	450	450																																																																																																																						
会議室	250	500	500																																																																																																																						
区分	町内	町外																																																																																																																							
大人(高校生以上)	250	350																																																																																																																							
小人(小・中学生)	130	250																																																																																																																							

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料等の取扱い(その1)

調整内容

宗像市の現況	玄海町の現況	具体的な調整内容																																																																																												
<p>市民体育館</p> <p>(1) 個人使用料</p> <p>(1) 個人使用料 (2時間につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学生</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 大体育室の個人使用の場合の照明料は、1時間につき400円を徴収する。</p> <p>(2) 専用使用料 (1時間につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料金</th> <th colspan="2">照明料金</th> </tr> <tr> <th>大体育室</th> <th>小体育室</th> <th>大体育室</th> <th>小体育室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">徴収し者がない入場料を</td> <td>4分の1</td> <td>500円</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>700円</td> <td>600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4分の3</td> <td>950円</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全面</td> <td>1,450円</td> <td>1,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小体育室A</td> <td colspan="3">600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小体育室B</td> <td colspan="3">600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小体育室C</td> <td colspan="3">600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室A</td> <td colspan="3">250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室B</td> <td colspan="3">250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用者が入場料徴収する場合</td> <td>大体育室</td> <td>11,500円</td> <td>1,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小体育室</td> <td colspan="3">4,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>宗像市なし</p>	区分	使用料金	小中学生	50円	高校生	110円	一般	160円	区分	使用料金		照明料金		大体育室	小体育室	大体育室	小体育室	徴収し者がない入場料を	4分の1	500円	400円		半面	700円	600円		4分の3	950円	800円		全面	1,450円	1,200円			小体育室A	600円				小体育室B	600円				小体育室C	600円				会議室A	250円				会議室B	250円			使用者が入場料徴収する場合	大体育室	11,500円	1,200円		小体育室	4,800円			<p>玄海町なし</p> <p>運動広場の使用料(全面2時間当たり、円)(消費税別)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町内</th> <th>町内外</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場A</td> <td>無料</td> <td>1800</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>照明料</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>野球場B</td> <td>無料</td> <td>1,800</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>無料</td> <td>600</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>照明料</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table>	区分	町内	町内外	町外	野球場A	無料	1800	3,600	照明料	5,600	7,500	10,000	野球場B	無料	1,800	3,600	テニスコート	無料	600	1,200	照明料	600	1,200	1,800	<p>市民体育館の使用料は、現行のとおりとする。</p> <p>運動広場の使用料は、新市の発足前に事前調整を行う。 ・無料を廃止する。</p>
区分	使用料金																																																																																													
小中学生	50円																																																																																													
高校生	110円																																																																																													
一般	160円																																																																																													
区分	使用料金		照明料金																																																																																											
	大体育室	小体育室	大体育室	小体育室																																																																																										
徴収し者がない入場料を	4分の1	500円	400円																																																																																											
	半面	700円	600円																																																																																											
	4分の3	950円	800円																																																																																											
	全面	1,450円	1,200円																																																																																											
	小体育室A	600円																																																																																												
	小体育室B	600円																																																																																												
	小体育室C	600円																																																																																												
	会議室A	250円																																																																																												
	会議室B	250円																																																																																												
使用者が入場料徴収する場合	大体育室	11,500円	1,200円																																																																																											
	小体育室	4,800円																																																																																												
区分	町内	町内外	町外																																																																																											
野球場A	無料	1800	3,600																																																																																											
照明料	5,600	7,500	10,000																																																																																											
野球場B	無料	1,800	3,600																																																																																											
テニスコート	無料	600	1,200																																																																																											
照明料	600	1,200	1,800																																																																																											

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況 課 題 調 査 票

[ 様 式 1 ]

協議項目第9号	使用料・手数料等の取扱い(その1)
---------	-------------------

調 整 内 容	
---------	--

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	具 体 的 な 調 整 内 容
宗像市なし	・幼稚園の入園料 3才児 5,000円 4才児 4,000円 5才児 3,000円  ・幼稚園の授業料 (月額) 6,000円 (2人以上半額) 生活保護世帯無料	幼稚園の入園料及び授業料については、新市において見直しを検討する。

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容	<p>(調整案)</p> <p>使用料、手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、項目別に調整を図るものとする。</p> <p>(1) 2市町における同一又は、同種の使用料、手数料等については、原則統一するものとし、新市の発足前に事前調整を行う。</p> <p>(2) 2市町における独自の使用料、手数料等については、他の使用料、手数料等との関係を考慮しながら、適切な負担を検討する。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																																																																																																		
<p>生活環境小委員会</p> <p>水道料金 (料金) 第29条 料金は、以下に定める水道使用料とメータ使用料の合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。 (税抜き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類 及び 用途</th> <th rowspan="2">料率(1月 につき)</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="6">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用 給水 装置</td> <td>一般用</td> <td>8m3 まで</td> <td>円 1,210</td> <td>8m<sup>3</sup>を 超え15 m<sup>3</sup>まで の部分 1m<sup>3</sup>に つき</td> <td>円 220</td> <td>15m<sup>3</sup>を 超え25 m<sup>3</sup>まで の部分 1m<sup>3</sup>に つき</td> <td>円 230</td> <td>25m<sup>3</sup>を 超え40 m<sup>3</sup>まで の部分 1m<sup>3</sup>に つき</td> <td>円 290</td> <td>40m<sup>3</sup>を 超える 部分1 m<sup>3</sup>に つき</td> <td>円 360</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湯屋用</td> <td>10m3 まで</td> <td>円 1,650</td> <td>10m<sup>3</sup>を 超える部 分1m<sup>3</sup>に つき</td> <td colspan="6">円 220</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別 用</td> <td>臨時用</td> <td>1m3 につき</td> <td>円 360</td> <td colspan="8">円 360</td> </tr> <tr> <td>消火栓用</td> <td>演習 1回10 分毎</td> <td>円 1,480</td> <td colspan="8">円 1,480</td> </tr> <tr> <td>共用 給水 装置</td> <td>共用 (1戸につき)</td> <td>10m3 まで</td> <td>円 1,020</td> <td>10m<sup>3</sup>を 超える部 分10m<sup>3</sup> につき</td> <td colspan="6">円 180</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 水道メータ使用料(1月につき) (税抜き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>料金</th> <th>口径</th> <th>料金</th> <th>口径</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>60円</td> <td>50mm</td> <td>1,270円</td> <td>200mm</td> <td>6,400円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>100円</td> <td>75mm</td> <td>1,700円</td> <td>250mm</td> <td>10,600円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120円</td> <td>100mm</td> <td>2,200円</td> <td>300mm</td> <td>15,300円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>240円</td> <td>150mm</td> <td>4,200円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類 及び 用途	料率(1月 につき)	基本料金		超過料金						水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	専用 給水 装置	一般用	8m3 まで	円 1,210	8m <sup>3</sup> を 超え15 m <sup>3</sup> まで の部分 1m <sup>3</sup> に つき	円 220	15m <sup>3</sup> を 超え25 m <sup>3</sup> まで の部分 1m <sup>3</sup> に つき	円 230	25m <sup>3</sup> を 超え40 m <sup>3</sup> まで の部分 1m <sup>3</sup> に つき	円 290	40m <sup>3</sup> を 超える 部分1 m <sup>3</sup> に つき	円 360		湯屋用	10m3 まで	円 1,650	10m <sup>3</sup> を 超える部 分1m <sup>3</sup> に つき	円 220						特別 用	臨時用	1m3 につき	円 360	円 360								消火栓用	演習 1回10 分毎	円 1,480	円 1,480								共用 給水 装置	共用 (1戸につき)	10m3 まで	円 1,020	10m <sup>3</sup> を 超える部 分10m <sup>3</sup> につき	円 180						口径	料金	口径	料金	口径	料金	13mm	60円	50mm	1,270円	200mm	6,400円	20mm	100円	75mm	1,700円	250mm	10,600円	25mm	120円	100mm	2,200円	300mm	15,300円	40mm	240円	150mm	4,200円			<p>水道料金 (料金及び使用料) 第25条 水道使用料金は、次の表に定める料金と使用料の合計額(その金額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水装置 種別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th colspan="2">基本料金(月額)</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用給水 装置</td> <td>一般用</td> <td>10立方メートル まで</td> <td>円 1,890</td> <td>1立方メートル につき</td> <td>円 262</td> </tr> <tr> <td>一時用</td> <td>5立方メートル まで</td> <td>円 2,310</td> <td>1立方メートル につき</td> <td>円 294</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の金額には、消費税5.0%を含む。</p> <p>(2) 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用料 (月額)</th> <th>口径</th> <th>使用料 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>63円</td> <td>50ミリメートル</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>126円</td> <td>75ミリメートル</td> <td>1,575円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>147円</td> <td rowspan="2">100ミリメートル 以上</td> <td rowspan="2">管理者が定める</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>283円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の金額には、消費税5.0%を含む。</p>	給水装置 種別	用途別	基本料金(月額)		超過料金		水量	料金	水量	料金	専用給水 装置	一般用	10立方メートル まで	円 1,890	1立方メートル につき	円 262	一時用	5立方メートル まで	円 2,310	1立方メートル につき	円 294	口径	使用料 (月額)	口径	使用料 (月額)	13ミリメートル	63円	50ミリメートル	630円	20ミリメートル	126円	75ミリメートル	1,575円	25ミリメートル	147円	100ミリメートル 以上	管理者が定める	40ミリメートル	283円	<p>合併後2年間は、両市町それぞれの区域において現行の水道料金を採用し不均一とする。また、新市において財政計画に基づいた新料金体系の構築を図り、2年後には水道料金を統一する。</p> <p>・水道メータ使用料については、宗像市の例による。</p>
種類 及び 用途			料率(1月 につき)	基本料金		超過料金																																																																																																																																														
	水量	料金		水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金																																																																																																																																									
専用 給水 装置	一般用	8m3 まで	円 1,210	8m <sup>3</sup> を 超え15 m <sup>3</sup> まで の部分 1m <sup>3</sup> に つき	円 220	15m <sup>3</sup> を 超え25 m <sup>3</sup> まで の部分 1m <sup>3</sup> に つき	円 230	25m <sup>3</sup> を 超え40 m <sup>3</sup> まで の部分 1m <sup>3</sup> に つき	円 290	40m <sup>3</sup> を 超える 部分1 m <sup>3</sup> に つき	円 360																																																																																																																																									
	湯屋用	10m3 まで	円 1,650	10m <sup>3</sup> を 超える部 分1m <sup>3</sup> に つき	円 220																																																																																																																																															
特別 用	臨時用	1m3 につき	円 360	円 360																																																																																																																																																
	消火栓用	演習 1回10 分毎	円 1,480	円 1,480																																																																																																																																																
共用 給水 装置	共用 (1戸につき)	10m3 まで	円 1,020	10m <sup>3</sup> を 超える部 分10m <sup>3</sup> につき	円 180																																																																																																																																															
口径	料金	口径	料金	口径	料金																																																																																																																																															
13mm	60円	50mm	1,270円	200mm	6,400円																																																																																																																																															
20mm	100円	75mm	1,700円	250mm	10,600円																																																																																																																																															
25mm	120円	100mm	2,200円	300mm	15,300円																																																																																																																																															
40mm	240円	150mm	4,200円																																																																																																																																																	
給水装置 種別	用途別	基本料金(月額)		超過料金																																																																																																																																																
		水量	料金	水量	料金																																																																																																																																															
専用給水 装置	一般用	10立方メートル まで	円 1,890	1立方メートル につき	円 262																																																																																																																																															
	一時用	5立方メートル まで	円 2,310	1立方メートル につき	円 294																																																																																																																																															
口径	使用料 (月額)	口径	使用料 (月額)																																																																																																																																																	
13ミリメートル	63円	50ミリメートル	630円																																																																																																																																																	
20ミリメートル	126円	75ミリメートル	1,575円																																																																																																																																																	
25ミリメートル	147円	100ミリメートル 以上	管理者が定める																																																																																																																																																	
40ミリメートル	283円																																																																																																																																																			

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料の取扱い(その2)
---------	------------------

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																		
<p>水道利用加入金 (水道利用加入金) 第8条 給水装置の新設及び改造をする者は、水道メータの口径に従い、次に定める水道利用加入金を管理者に納入しなければならない。</p> <p>1戸(区画)の住宅(区画)の新設の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータの口径</th> <th>水道利用加入金</th> <th>メータの口径</th> <th>水道利用加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>105,000円</td> <td rowspan="6">100ミリメートル以上</td> <td rowspan="6">13ミリメートルのメータを基準にメータ口径の流量比により算定した額</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>294,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>472,000円</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>1,417,000円</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td>2,173,000円</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td>5,250,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(税込み)</p> <p>2戸(区画)の住宅(区画)の新設の場合 (口径13mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸(区画)数</th> <th>水道利用加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸(区画)から10戸(区画)まで</td> <td>105,000円</td> </tr> <tr> <td>11戸(区画)から30戸(区画)まで</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>31戸(区画)以上</td> <td>315,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(税込み)</p> <p>2戸(区画)の住宅(区画)の新設の場合 (口径20mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸(区画)数</th> <th>水道利用加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸(区画)から30戸(区画)まで</td> <td>294,000円</td> </tr> <tr> <td>31戸(区画)以上</td> <td>315,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(税込み)</p>	メータの口径	水道利用加入金	メータの口径	水道利用加入金	13ミリメートル	105,000円	100ミリメートル以上	13ミリメートルのメータを基準にメータ口径の流量比により算定した額	20ミリメートル	294,000円	25ミリメートル	472,000円	40ミリメートル	1,417,000円	50ミリメートル	2,173,000円	75ミリメートル	5,250,000円	戸(区画)数	水道利用加入金	1戸(区画)から10戸(区画)まで	105,000円	11戸(区画)から30戸(区画)まで	210,000円	31戸(区画)以上	315,000円	戸(区画)数	水道利用加入金	1戸(区画)から30戸(区画)まで	294,000円	31戸(区画)以上	315,000円	<p>水道利用加入金 (水道加入金) 第6条の2 給水装置を新設し、又は水道メータの口径を増径しようとする者は、前条に規定する費用負担のほか、新設又は増径する水道メータの口径に応じ、次表に定める金額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納入しなければならない。ただし、特別の事情があると管理者が認めたときは、これを減免することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータの口径</th> <th>加入金</th> <th>メータの口径</th> <th>加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td>157,500円</td> <td>50ミリメートル</td> <td>2,625,000円</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td>262,500円</td> <td>75ミリメートル</td> <td>5,250,000円</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td>525,000円</td> <td rowspan="2">100ミリメートル以上</td> <td rowspan="2">管理者が定める</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td>1,417,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の加入金には、消費税5%含む</p>	メータの口径	加入金	メータの口径	加入金	13ミリメートル	157,500円	50ミリメートル	2,625,000円	20ミリメートル	262,500円	75ミリメートル	5,250,000円	25ミリメートル	525,000円	100ミリメートル以上	管理者が定める	40ミリメートル	1,417,500円	<p>水道利用加入金については、宗像市の例による。</p>
メータの口径	水道利用加入金	メータの口径	水道利用加入金																																																	
13ミリメートル	105,000円	100ミリメートル以上	13ミリメートルのメータを基準にメータ口径の流量比により算定した額																																																	
20ミリメートル	294,000円																																																			
25ミリメートル	472,000円																																																			
40ミリメートル	1,417,000円																																																			
50ミリメートル	2,173,000円																																																			
75ミリメートル	5,250,000円																																																			
戸(区画)数	水道利用加入金																																																			
1戸(区画)から10戸(区画)まで	105,000円																																																			
11戸(区画)から30戸(区画)まで	210,000円																																																			
31戸(区画)以上	315,000円																																																			
戸(区画)数	水道利用加入金																																																			
1戸(区画)から30戸(区画)まで	294,000円																																																			
31戸(区画)以上	315,000円																																																			
メータの口径	加入金	メータの口径	加入金																																																	
13ミリメートル	157,500円	50ミリメートル	2,625,000円																																																	
20ミリメートル	262,500円	75ミリメートル	5,250,000円																																																	
25ミリメートル	525,000円	100ミリメートル以上	管理者が定める																																																	
40ミリメートル	1,417,500円																																																			

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調 整 内 容	
---------	--

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																													
<p>手 数 料 (手数料) 第36条 手数料は、以下のとおりとし、督促手数料を除き申込者から申込みの際徴収する。 2 省略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査(竣工検査、材料確認を含む)手数料</td> <td>1件につき</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事業業者指定</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td>1回につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>配水管工事負担金・・・工事費の80%を受益者が負担 (宗像市配水管工事負担金に関する規程 第5条 第1項 第1号)</p>	種 類	単 位	金 額	設計審査(竣工検査、材料確認を含む)手数料	1件につき	2,100円	指定給水装置工事業業者指定	1件につき	10,000円	各種証明手数料	1件につき	100円	督促手数料	1回につき	100円	<p>手 数 料 (手数料) 第32条 手数料は、別表第2に定める区分により申込者から申し込みの際これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。</p> <p>別表第2(第32条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>手 数 料</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td rowspan="2">1件につき</td> <td rowspan="2">2,000円</td> </tr> <tr> <td>材料検査手数料</td> </tr> <tr> <td>竣工検査手数料</td> <td rowspan="2">1件につき</td> <td rowspan="2">10,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事業業者指定手数料</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>1件につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 この表に掲げるもののほか特別の費用を必要とするときは、実費を徴収する。 2 手数料は、特別の理由がない限り還付しない。</p> <p>配水管工事負担金・・・工事費の100%を受益者が負担 (玄海町水道事業給水条例 第6条 第2項)</p>	手 数 料	単 位	金 額	設計審査手数料	1件につき	2,000円	材料検査手数料	竣工検査手数料	1件につき	10,000円	指定給水装置工事業業者指定手数料	各種証明手数料	1件につき	100円	<p>手数料、配水管工事負担金については、宗像市の例による。</p>
種 類	単 位	金 額																													
設計審査(竣工検査、材料確認を含む)手数料	1件につき	2,100円																													
指定給水装置工事業業者指定	1件につき	10,000円																													
各種証明手数料	1件につき	100円																													
督促手数料	1回につき	100円																													
手 数 料	単 位	金 額																													
設計審査手数料	1件につき	2,000円																													
材料検査手数料																															
竣工検査手数料	1件につき	10,000円																													
指定給水装置工事業業者指定手数料																															
各種証明手数料	1件につき	100円																													

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調 整 内 容
---------

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																																											
<p>下水道料金 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、別表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。 (注...10円未満の端数は切り捨て)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="4">超過料金</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料 金</th> <th>汚水量</th> <th>料 金</th> <th>汚水量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚水</td> <td>8m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,019円</td> <td>8m<sup>3</sup>を超え15m<sup>3</sup>までの部分 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>120円</td> <td>15m<sup>3</sup>を超え25m<sup>3</sup>までの部分 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>133円</td> </tr> </tbody> </table> <p>この表の使用料は税抜き。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">超過料金</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料 金</th> <th>汚水量</th> <th>料 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25m<sup>3</sup>を超え40m<sup>3</sup>までの部分 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>161円</td> <td>40m<sup>3</sup>を超える1m<sup>3</sup>につき</td> <td>196円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 使用水量の認定について (1) 水道水以外の水(以下「井戸水等」という。)を使用する場合は、次のとおりとする。 1) 事業所については、量水器を設置するものとする。 2) 事業所以外について、量水器を設置した場合は、これにより算定した使用水量とする。 3) 2)において量水器を設置しない場合は、1月の使用水量を30m<sup>3</sup>とする。 (2) 水道水と井戸水等を併用して使用する場合は、それぞれの水量を加算したものとし、井戸水等の水量は次のとおりとする。 1) 事業所については、量水器を設置するものとする。 2) 事業所以外について、量水器を設置した場合は、これにより算定した使用水量とする。 3) 2)において量水器を設置しない場合は、1月の使用水量を15m<sup>3</sup>とする。</p>	区分	基本使用料		超過料金				汚水量	料 金	汚水量	料 金	汚水量	料 金	汚水	8m <sup>3</sup> まで	1,019円	8m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	120円	15m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	133円	超過料金				汚水量	料 金	汚水量	料 金	25m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	161円	40m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき	196円	<p>下水道料金 使用料の額は、次表により算出した使用料の合計額(その金額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てた額)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>水洗便所を含む排水設備を設置して使用するもの</td> <td>1人当たり 1,020円</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>1人当たり 290円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業 業 者</td> <td>使用水量(1立方メートル当り) 145円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の使用料には、消費税5.0%を含む。</p> <p>2. なし</p>	区 分		使用料(月額)	一般家庭	水洗便所を含む排水設備を設置して使用するもの	1人当たり 1,020円	上記以外のもの	1人当たり 290円	事業 業 者		使用水量(1立方メートル当り) 145円	<p>下水道料金については、当面、宗像市の例により調整する。</p> <p>(理由) 下水道料金の調整については、水道料金と同様に、財政計画をもとに新市の適正な料金体系の構築を図る必要がある。しかしながら、玄海町の下水道整備計画(処理区域及び処理場、中継ポンプ場の建設等)は、合併に伴い大幅に見直さなければならない。 このため、新市において今後の事業計画等を考慮した中長期財政計画を策定し、適正な料金体系を構築するまでの間、現行の料金体系を適用するものである。 また、現料金体系では、一般家庭については、宗像市は計量制(逡増制)、玄海町は人頭制をとっているが、公平性の観点から料金体系は計量制によることが望ましいため、宗像市の料金体系を適用する。</p> <p>・ 使用水量の認定については、宗像市の例により調整する。</p>
区分		基本使用料		超過料金																																									
	汚水量	料 金	汚水量	料 金	汚水量	料 金																																							
汚水	8m <sup>3</sup> まで	1,019円	8m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	120円	15m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	133円																																							
超過料金																																													
汚水量	料 金	汚水量	料 金																																										
25m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> までの部分 1m <sup>3</sup> につき	161円	40m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき	196円																																										
区 分		使用料(月額)																																											
一般家庭	水洗便所を含む排水設備を設置して使用するもの	1人当たり 1,020円																																											
	上記以外のもの	1人当たり 290円																																											
事業 業 者		使用水量(1立方メートル当り) 145円																																											



宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号	使用料・手数料の取扱い(その2)
---------	------------------

調 整 内 容
---------

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容
<p>ごみ処理手数料(消費税込)</p> <p>家庭系(ポリ袋) 大42円 小31円</p> <p>事業系(ポリ袋) 大63円 小42円</p> <p>粗大ごみ処理手数料(可・不燃) 520円/1セット(消費税込)</p> <p>特定家庭用機器一般廃棄物処理手数料 1,560円/1家電品(消費税込)</p> <p>し尿手数料</p> <p>普通便槽 515円/人・月</p> <p>クリーン便槽 605円/人・月</p> <p>計量制 258円/18ℓ</p> <p>臨時収集 448円/18ℓ</p> <p>加算料 320円/ヶ所</p> <p>犬の登録手数料 3,000円/頭</p> <p>狂犬病予防注射 済票交付手数料 550円/頭</p> <p>犬の鑑札の再交付手数料 1,600円/件</p> <p>狂犬病予防注射済票再交付 340円/件</p> <p>動物の飼養又は収容の許可申請手数料 8,000円/件 (1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該件数を1件の申請とみなす。)</p>	<p>ごみ処理手数料(消費税込)</p> <p>家庭系(におい付袋) 大120円 小 70円</p> <p>事業系(におい付袋) 大300円 小250円</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>し尿手数料</p> <p>普通便槽 515円/人・月</p> <p>クリーン便槽 605円/人・月</p> <p>計量制 258円/18ℓ</p> <p>臨時収集 448円/18ℓ</p> <p>加算料 320円/ヶ所</p> <p>犬の登録手数料 3,000円/頭</p> <p>狂犬病予防注射 済票交付手数料 550円/頭</p> <p>犬の鑑札の再交付手数料 1,600円/件</p> <p>狂犬病予防注射済票再交付 340円/件</p> <p>動物の飼養又は収容の許可申請手数料 8,000円/件 (1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合にあっては、当該件数を1件の申請とみなす。)</p>	<p>家庭系ごみ処理手数料については、宗像市の例による。</p> <p>事業系ごみ処理手数料については、事前協議を行い合併までに調整する。</p> <p>粗大ごみ処理手数料、特定家庭用機器一般廃棄物処理手数料については、宗像市の例による。</p> <p>し尿手数料、犬の登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料、狂犬病予防注射済票再交付については、両市町に相違がないため、現行のとおりとする。</p>

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																												
都市産業小委員会																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種別</th> <th>分担率</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地改良事業</td> <td>かんがい排水</td> <td><math>\frac{10}{100}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td><math>\frac{10}{100}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地基盤整備</td> <td><math>\frac{10}{100}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>溜池改修</td> <td><math>\frac{10}{100}</math></td> <td>溜池条例により市に譲渡されたものについては 分担金はなし</td> </tr> <tr> <td>林道及び附属工作物</td> <td>なし</td> <td>・該当なし ・率の設定は行っていない</td> </tr> <tr> <td>林地崩壊防止施設</td> <td>補助残の <math>\frac{50}{100}</math> 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td>補助残の <math>\frac{50}{100}</math> 以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種別	分担率	適 用	土地改良事業	かんがい排水	$\frac{10}{100}$		農道整備	$\frac{10}{100}$		土地基盤整備	$\frac{10}{100}$		溜池改修	$\frac{10}{100}$	溜池条例により市に譲渡されたものについては 分担金はなし	林道及び附属工作物	なし	・該当なし ・率の設定は行っていない	林地崩壊防止施設	補助残の $\frac{50}{100}$ 以内		災害復旧事業	補助残の $\frac{50}{100}$ 以内		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種別</th> <th>分担率</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">土地改良事業</td> <td rowspan="2">かんがい排水(用水)</td> <td>40/100以内 県単事業</td> </tr> <tr> <td>50/100以内 町単事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農道整備</td> <td>40/100以内 県単事業</td> </tr> <tr> <td>50/100以内 町単事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地基盤整備</td> <td>10/100以内 県営事業</td> </tr> <tr> <td>40/100以内 県単事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">溜池改修</td> <td>2/100以内 県営事業</td> </tr> <tr> <td>10/100以内 県単事業</td> </tr> <tr> <td>50/100以内 町単事業</td> </tr> <tr> <td>林道及び附属工作物</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>林地崩壊防止施設</td> <td>補助残の <math>\frac{5}{100}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td>補助残の <math>\frac{30}{100}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町営漁港施設及び附属工作物</td> <td><math>\frac{6.25}{100}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町営海岸防護施設及び附属工作物</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>魚礁、築いそ施設(補助事業分)</td> <td>補助残の <math>\frac{25}{100}</math></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種別	分担率	適 用	土地改良事業	かんがい排水(用水)	40/100以内 県単事業	50/100以内 町単事業	農道整備	40/100以内 県単事業	50/100以内 町単事業	土地基盤整備	10/100以内 県営事業	40/100以内 県単事業	溜池改修	2/100以内 県営事業	10/100以内 県単事業	50/100以内 町単事業	林道及び附属工作物	なし		林地崩壊防止施設	補助残の $\frac{5}{100}$		災害復旧事業	補助残の $\frac{30}{100}$		町営漁港施設及び附属工作物	$\frac{6.25}{100}$		町営海岸防護施設及び附属工作物	0		魚礁、築いそ施設(補助事業分)	補助残の $\frac{25}{100}$		<p>(理由) 農業は農産物の供給以外にも、国土の保全、水源涵養など多面的機能を有しており、これらを十分に発揮させる必要がある。このため、土地改良事業などの受益者負担は負担率の軽い方を基本に調整する。</p> <p>宗像市の例により調整する。</p> <p>宗像市の例により調整する。</p> <p>宗像市の例により調整する。</p> <p>宗像市の例により調整する。</p> <p>玄海町の例により調整する。</p> <p>玄海町の例により調整する。</p> <p>玄海町の例により調整する。</p> <p>新市において調整する。</p> <p>新市において調整する。</p> <p>新市において調整する。</p>
工種別	分担率	適 用																																																												
土地改良事業	かんがい排水	$\frac{10}{100}$																																																												
	農道整備	$\frac{10}{100}$																																																												
	土地基盤整備	$\frac{10}{100}$																																																												
	溜池改修	$\frac{10}{100}$	溜池条例により市に譲渡されたものについては 分担金はなし																																																											
林道及び附属工作物	なし	・該当なし ・率の設定は行っていない																																																												
林地崩壊防止施設	補助残の $\frac{50}{100}$ 以内																																																													
災害復旧事業	補助残の $\frac{50}{100}$ 以内																																																													
工種別	分担率	適 用																																																												
土地改良事業	かんがい排水(用水)	40/100以内 県単事業																																																												
		50/100以内 町単事業																																																												
	農道整備	40/100以内 県単事業																																																												
		50/100以内 町単事業																																																												
	土地基盤整備	10/100以内 県営事業																																																												
		40/100以内 県単事業																																																												
	溜池改修	2/100以内 県営事業																																																												
		10/100以内 県単事業																																																												
50/100以内 町単事業																																																														
林道及び附属工作物	なし																																																													
林地崩壊防止施設	補助残の $\frac{5}{100}$																																																													
災害復旧事業	補助残の $\frac{30}{100}$																																																													
町営漁港施設及び附属工作物	$\frac{6.25}{100}$																																																													
町営海岸防護施設及び附属工作物	0																																																													
魚礁、築いそ施設(補助事業分)	補助残の $\frac{25}{100}$																																																													

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																																			
<p>宗像市道路占用料徴収条例 (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、次の号に該当するものについては、該当各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 占用期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。 (2) 占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルに、占用の長さ1メートル未満の端数があるときは、1メートルにそれぞれ切り上げるものとする。 (3) 占用料の総額が、100円未満の場合は、100円とする。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1種電柱</td><td></td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>第2種電柱</td><td></td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>第3種電柱</td><td></td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>第1種電話柱</td><td>1本につき1年</td><td>930円</td></tr> <tr><td>第2種電話柱</td><td></td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>第3種電話柱</td><td></td><td>2,100円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td></td><td>72円</td></tr> <tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ1mにつき1年</td><td>10円</td></tr> <tr><td>地下電線その他地下に設ける線類</td><td></td><td>5円</td></tr> <tr><td>道路上に設ける変圧器</td><td>1個につき1年</td><td>700円</td></tr> <tr><td>地下に設ける変圧器</td><td>占用面積1㎡につき1年</td><td>480円</td></tr> <tr><td>PHS無線基地局</td><td>1基につき1年</td><td>495円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>1,400円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱</td><td></td><td>600円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1㎡につき1年</td><td>4,400円</td></tr> <tr><td>その他のもの</td><td>占用面積1㎡につき1年</td><td>1,400円</td></tr> </tbody> </table>	占用物件	単位	占用料	第1種電柱		1,000円	第2種電柱		1,600円	第3種電柱		2,200円	第1種電話柱	1本につき1年	930円	第2種電話柱		1,500円	第3種電話柱		2,100円	その他の柱類		72円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円	地下電線その他地下に設ける線類		5円	道路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480円	PHS無線基地局	1基につき1年	495円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	郵便差出箱		600円	広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400円	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400円	<p>玄海町道路占用料徴収条例 (占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとし、次の各号により算定する。</p> <p>(1) 年額をもって定められている占用物件にかかる占用料は、占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって算定し、なお、1ヶ月未満の端数があるときは、1ヶ月として算定する。 (2) 月額をもって定められている占用物件の占用料の算定は、占用の期間が1ヶ月未満であるときは、これを1ヶ月として算定する。 (3) 占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして算定する。 (4) 占用の長さ1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして算定する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件等</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>電柱</td><td></td><td>680円</td></tr> <tr><td>電話柱(電柱であるものを除く。)</td><td></td><td>250円</td></tr> <tr><td>街頭(電柱又は電話柱であるものを除く。)</td><td>1本につき1年</td><td>210円</td></tr> <tr><td>その他の柱類</td><td></td><td>1,075円</td></tr> <tr><td>変圧塔その他これに類する物及び公衆電話所</td><td>1個につき1年</td><td>620円</td></tr> <tr><td>郵便差出箱</td><td></td><td>250円</td></tr> <tr><td>広告塔</td><td>表示面積1平方メートルにつき1年</td><td>2,125円</td></tr> <tr><td>送電塔</td><td>占用面積1平方メートルにつき1年</td><td>500円</td></tr> <tr><td rowspan="2">その他のもの</td><td>長さ1メートルにつき1年</td><td>50円</td></tr> <tr><td>占用面積1平方メートルにつき1年</td><td>620円</td></tr> </tbody> </table>	占用物件等	単位	占用料	電柱		680円	電話柱(電柱であるものを除く。)		250円	街頭(電柱又は電話柱であるものを除く。)	1本につき1年	210円	その他の柱類		1,075円	変圧塔その他これに類する物及び公衆電話所	1個につき1年	620円	郵便差出箱		250円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,125円	送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	500円	その他のもの	長さ1メートルにつき1年	50円	占用面積1平方メートルにつき1年	620円	<p>(理由) 道路法施行令に準拠する必要があるため。</p> <p>道路法施行令第19条の2(別表)では、その基準が甲、乙、丙に分かれているが、市(政令市を除く)は乙であるため、新市でも乙の基準となる。つまり新市の道路占用料は、宗像市の例により調整する。</p> <p>(占用料金の区分) 甲: 東京都の特別区が存する区域や政令市、県庁所在地の一部 乙: 甲以外の市 丙: 町及び村</p>
占用物件	単位	占用料																																																																																			
第1種電柱		1,000円																																																																																			
第2種電柱		1,600円																																																																																			
第3種電柱		2,200円																																																																																			
第1種電話柱	1本につき1年	930円																																																																																			
第2種電話柱		1,500円																																																																																			
第3種電話柱		2,100円																																																																																			
その他の柱類		72円																																																																																			
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10円																																																																																			
地下電線その他地下に設ける線類		5円																																																																																			
道路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円																																																																																			
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	480円																																																																																			
PHS無線基地局	1基につき1年	495円																																																																																			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円																																																																																			
郵便差出箱		600円																																																																																			
広告塔	表示面積1㎡につき1年	4,400円																																																																																			
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,400円																																																																																			
占用物件等	単位	占用料																																																																																			
電柱		680円																																																																																			
電話柱(電柱であるものを除く。)		250円																																																																																			
街頭(電柱又は電話柱であるものを除く。)	1本につき1年	210円																																																																																			
その他の柱類		1,075円																																																																																			
変圧塔その他これに類する物及び公衆電話所	1個につき1年	620円																																																																																			
郵便差出箱		250円																																																																																			
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,125円																																																																																			
送電塔	占用面積1平方メートルにつき1年	500円																																																																																			
その他のもの	長さ1メートルにつき1年	50円																																																																																			
	占用面積1平方メートルにつき1年	620円																																																																																			



宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容
<p>道路占用料減免規定</p> <p>宗像市道路占用料徴収条例 (占用料の減免) 第3条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、占用料を減免し、又はその徴収を延期することができる。</p> <p>(1) 雨水又は汚水を排除するために、必要な配水管を埋設するとき。 (2) 沿道家屋から道路に出入りする通路の設置のために、法敷きを占用するとき。ただし、1戸につき幅(道路に沿う長さ)4メートルを超えるものを除く。 (3) 国又は公共団体等で、収益を目的としないもの、又は市長が特別の必要があると認めるとき。</p> <p>宗像市道路占用料徴収条例施行規則 (占用料の減免) 第21条 占用料を減免する物件及び減免する額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 宗像市道路占用料徴収条例第3条第1号又は第2号に規定するもの 全額 (2) 道路法第35条に規定する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの 全額 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板等 全額 (4) 占用物件である電柱又は電話柱を支えている支線、支柱又は支線柱</p>	<p>道路占用料減免規定</p> <p>玄海町道路占用料徴収条例 (占用料の減免) 第4条 町長は、次の各号に掲げる占用物件にかかるものについては、占用料を減免することができる。</p> <p>(1) 法35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第19条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの。 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設置するために占用するとき。 (3) 街灯、バス停留所標識及びバス待合所を設置するために占用するとき。 (4) 雨水若しくは汚水の排除又はかんがいに必要な施設を設置するために占用するとき。 (5) カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化その他公衆の利便に著しく寄与するものを設置するために占用するとき。 (6) 公共の用に供する道路の設けるために法敷を占用するとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、第2条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で町長がさだめるもの。</p>	<p>(理由) 減免規定の統一が必要であるとともに、新市の状況を反映した減免規定にする必要があるため。 ・調整内容の2)、3)、4)については現在玄海町でも減免を行っているが、条例への明記がないためこれを明記する。 ・1)に関しては、バス関係施設の減免措置について宗像市と同規模市を調査したところ、約半数が減免対象になっていた。この減免措置は、バス会社に採算性の低い路線を維持してもらうために行われており、玄海町においても同様であるため減免することで統一する。</p> <p>・現在差が生じているものに関しては、下記のように調整する。</p> <p>1) バス停留所標識及びバス待合所 宗像市 減免対象外 玄海町 減免対象 (調整案) 減免対象</p> <p>2) 電柱等を支える支線または支線柱 宗像市 減免対象 玄海町 減免対象外 (調整案) 減免対象</p> <p>3) ガス管等の各戸引込み用の管 宗像市 減免対象 玄海町 減免対象外 (調整案) 減免対象</p> <p>4) 敷地からの出入口設置のための法敷占用(幅が4m以下のもの) 宗像市 減免対象 玄海町 減免対象外 (調整案) 減免対象</p> <p>・現在宗像市及び玄海町の減免規定にないもので、新市の状況を判断して、新たに減免の必要があるものに関しては、この機会に減免規定を設ける。</p>

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容	
------	--

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容
(6) 公共的団体が設置する水管又は下水管 全額 (7) カーブミラー、くずかご、灰皿、掲示板等で営利目的がなく、交通の安全、道路の美化その他公衆の利便に著しく寄与するもの 全額 (8) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 全額 (9) 営利目的のない家庭用の排水施設 全額 (10) 前各号に掲げるもののほか、慣行等から占用料を徴収することが不当又は占用者の申出により減額を相当と市長が認めたもの 全額又は一部		

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容	
------	--

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																			
<p>屋外広告物法に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から規制を行う。</p> <p>屋外広告物法(昭和24年6月3日法律189号) 福岡県屋外広告物条例(昭和24年9月3日条例第66号)</p> <p>平成11年度実績 許可申請 70件</p> <p>( 許可申請手数料 )</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>手数料</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はり紙</td> <td></td> <td>1枚</td> <td>5円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はり札</td> <td></td> <td>1枚</td> <td>10円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告幕</td> <td></td> <td>1枚</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立看板</td> <td></td> <td>1個</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アドバルーン</td> <td></td> <td>1個</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電柱を利用する広告物</td> <td></td> <td>1個</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	単位	手数料	適用	はり紙		1枚	5円		はり札		1枚	10円		広告幕		1枚	400円		立看板		1個	200円		アドバルーン		1個	1,000円		電柱を利用する広告物		1個	200円		<p>屋外広告物法に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から規制を行う。</p> <p>屋外広告物法(昭和24年6月3日法律189号) 福岡県屋外広告物条例(昭和24年9月3日条例第66号)</p> <p>平成11年度実績 許可申請 0件</p> <p>[福岡県屋外広告物条例第2条第5号及び第6号における申請]</p>	<p>(理由) 屋外広告物法及び福岡県屋外広告物条例に準拠する必要があるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物については、表示の禁止地域、禁止物件、許可地域があるが、市は許可地域となるため、新市でも全域が許可地域となるので、屋外広告物の申請地域は、宗像市の例により調整する。</li> <li>・屋外広告物の取り扱いについては、都市計画決定の有無により以下のような違いが出てくるので、その有無で調整をする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)都市計画決定がされている地域 広告物そのものの規格、設置する位置(設置間隔など)に制限が加わる。</li> <li>(2)都市計画決定がされていない地域 規格、設置する位置などに制限はない。</li> </ul> </li> </ul>
区分	種別	単位	手数料	適用																																	
はり紙		1枚	5円																																		
はり札		1枚	10円																																		
広告幕		1枚	400円																																		
立看板		1個	200円																																		
アドバルーン		1個	1,000円																																		
電柱を利用する広告物		1個	200円																																		

宗像市・玄海町課題調整案

[ 様式 2 ]

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容	
------	--

宗像市の現況				玄海町の現況		調整の具体的内容	
	1㎡未満		200円				
	1㎡以上 2㎡未満		400円				
	2㎡以上 5㎡未満		800円				
	5㎡以上 10㎡未満		1,600円				
	10㎡以上 20㎡未満	1個	3,200円				
広告板、広告塔、その他の の広告物	20㎡以上 30㎡未満		5,000円				
	30㎡以上 50㎡以下		8,000円				
	50㎡を超える もの		8,000円に50㎡を超える面積(1㎡未満の端数を生じる場合は、1㎡に切り上げた面積)については1㎡につき200円を乗じて得た金額を合算した金額。ただし、その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。				証明を伴うものについては、上記各号に定める額に10割を加算するものとする。

宗像市・玄海町課題調整案

協議項目第9号 使用料・手数料の取扱い(その2)

調整内容
------

宗像市の現況	玄海町の現況	調整の具体的内容																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>建設年度</th> <th>戸数 (内空家数)</th> <th>構造</th> <th>戸当り 床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>近傍同種 家賃(円)</th> <th>平均 家賃(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>須恵</td> <td>S.43</td> <td>6(3)</td> <td>木造平屋</td> <td>32.63</td> <td>11,900</td> <td>4,100</td> <td>用途廃止予定</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">平原</td> <td>S.47</td> <td>20</td> <td rowspan="7">簡耐2階</td> <td>44.94</td> <td>20,500</td> <td>9,300</td> <td rowspan="7">建替予定</td> </tr> <tr> <td>S.48</td> <td>10</td> <td>42.74</td> <td>26,000</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>S.51</td> <td>4</td> <td>55.47</td> <td>29,700</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>S.52</td> <td>10</td> <td>55.47</td> <td>32,200</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>S.53</td> <td>10</td> <td>55.47</td> <td>37,400</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>S.54</td> <td>10</td> <td>55.47</td> <td>34,600</td> <td>13,600</td> </tr> <tr> <td>S.57</td> <td>7</td> <td>64.92</td> <td>44,800</td> <td>15,300</td> </tr> <tr> <td>野添</td> <td>S.50</td> <td colspan="4">解体済み</td> <td></td> <td>建替事業中</td> </tr> <tr> <td>後曲</td> <td>S.51</td> <td>8(1)</td> <td>簡耐平屋</td> <td>48.24</td> <td>27,900</td> <td>5,400</td> <td>建替事業中</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ゆり</td> <td rowspan="5">H.6</td> <td>10(1)</td> <td rowspan="5">RC4階</td> <td>79.70</td> <td>78,700</td> <td rowspan="5">32,100</td> <td rowspan="5">新規建設</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>72.92</td> <td>77,600</td> </tr> <tr> <td>4(2)</td> <td>71.69</td> <td>77,500</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>75.00</td> <td>78,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>74.81</td> <td>77,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">南郷</td> <td rowspan="4">H.7</td> <td>2</td> <td rowspan="8">RC3階</td> <td>79.80</td> <td rowspan="4">69,200</td> <td rowspan="8">11,200</td> <td rowspan="8">建替完了</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>79.47</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>79.99</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>79.66</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">H.8</td> <td>5</td> <td>79.80</td> <td rowspan="4">71,000</td> <td rowspan="4">15,200</td> </tr> <tr> <td>10(1)</td> <td>79.47</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>79.82</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>79.49</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">徳重</td> <td>H.7</td> <td>10</td> <td rowspan="3">RC3階</td> <td>79.59</td> <td>73,800</td> <td rowspan="3">15,900</td> <td rowspan="3">建替完了</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H.8</td> <td>3</td> <td>79.59</td> <td>74,800</td> <td rowspan="2">28,900</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>79.92</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">平野</td> <td rowspan="4">H.11</td> <td>2</td> <td rowspan="4">RC3階</td> <td>79.97</td> <td rowspan="4">95,400</td> <td rowspan="4">18,400</td> <td rowspan="4">建替完了</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>79.90</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>79.58</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>79.40</td> <td>95,300</td> </tr> <tr> <td>8団地</td> <td></td> <td>179(8)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>建設年度は建設工事着工年度(国債は初年度)とする。                  近傍同種家賃は平成12年度分とする。                  平均家賃は各入居世帯の家賃合計を戸数で除したものと、100円未満切り捨てとする。</p>	団地名	建設年度	戸数 (内空家数)	構造	戸当り 床面積(m <sup>2</sup> )	近傍同種 家賃(円)	平均 家賃(円)	備考	須恵	S.43	6(3)	木造平屋	32.63	11,900	4,100	用途廃止予定	平原	S.47	20	簡耐2階	44.94	20,500	9,300	建替予定	S.48	10	42.74	26,000	10,200	S.51	4	55.47	29,700	10,700	S.52	10	55.47	32,200	11,400	S.53	10	55.47	37,400	11,500	S.54	10	55.47	34,600	13,600	S.57	7	64.92	44,800	15,300	野添	S.50	解体済み					建替事業中	後曲	S.51	8(1)	簡耐平屋	48.24	27,900	5,400	建替事業中	ゆり	H.6	10(1)	RC4階	79.70	78,700	32,100	新規建設	2	72.92	77,600	4(2)	71.69	77,500	8	75.00	78,000	6	74.81	77,900	南郷	H.7	2	RC3階	79.80	69,200	11,200	建替完了	4	79.47	2	79.99	4	79.66	H.8	5	79.80	71,000	15,200	10(1)	79.47	3	79.82	6	79.49	徳重	H.7	10	RC3階	79.59	73,800	15,900	建替完了	H.8	3	79.59	74,800	28,900	3	79.92		平野	H.11	2	RC3階	79.97	95,400	18,400	建替完了	2	79.90	2	79.58	6	79.40	95,300	8団地		179(8)						<p>公営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>建設年度</th> <th>戸数 (内空家数)</th> <th>構造</th> <th>戸当り 床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>近傍同種 家賃(円)</th> <th>平均 家賃(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">荒開</td> <td>S.42</td> <td>8</td> <td rowspan="2">木造平屋</td> <td>33.12</td> <td>8,500</td> <td>3,175</td> <td rowspan="4">建替予定</td> </tr> <tr> <td>S.43</td> <td>15</td> <td>33.12</td> <td>8,800</td> <td>3,793</td> </tr> <tr> <td>S.44</td> <td>12</td> <td rowspan="2">簡耐平屋</td> <td>31.40</td> <td>9,500</td> <td>3,883</td> </tr> <tr> <td>S.45</td> <td>16</td> <td>31.40</td> <td>10,500</td> <td>4,012</td> </tr> <tr> <td>今門</td> <td>S.44</td> <td>8</td> <td>簡耐平屋</td> <td>31.00</td> <td>9,500</td> <td>4,700</td> <td>建替予定</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td>S.52</td> <td>6</td> <td>簡耐2階</td> <td>58.00</td> <td>28,400</td> <td>8,133</td> <td>建替予定</td> </tr> <tr> <td>第2原</td> <td>S.63</td> <td>4</td> <td>木造平屋</td> <td>59.87</td> <td>43,600</td> <td>13,375</td> <td>建替予定</td> </tr> <tr> <td>4団地</td> <td></td> <td>69</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>改良住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>建設年度</th> <th>戸数 (内空家数)</th> <th>構造</th> <th>戸当り 床面積(m<sup>2</sup>)</th> <th>限度額 家賃(円)</th> <th>平均 家賃(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">桜町</td> <td>S.46</td> <td>50</td> <td rowspan="2">簡耐2階</td> <td>41.92</td> <td>6,187</td> <td>3,268</td> <td rowspan="2">建替予定</td> </tr> <tr> <td>S.47</td> <td>40</td> <td>41.92</td> <td>5,777</td> <td>3,367</td> </tr> <tr> <td>2団地</td> <td></td> <td>90</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>建設年度は建設工事着工年度(国債は初年度)とする。                  近傍同種家賃は平成12年度分とする。                  限度額家賃は平成12年度分とする。                  平均家賃は各入居世帯の家賃合計を戸数で除したものと、100円未満切り捨てとする。</p>	団地名	建設年度	戸数 (内空家数)	構造	戸当り 床面積(m <sup>2</sup> )	近傍同種 家賃(円)	平均 家賃(円)	備考	荒開	S.42	8	木造平屋	33.12	8,500	3,175	建替予定	S.43	15	33.12	8,800	3,793	S.44	12	簡耐平屋	31.40	9,500	3,883	S.45	16	31.40	10,500	4,012	今門	S.44	8	簡耐平屋	31.00	9,500	4,700	建替予定	原	S.52	6	簡耐2階	58.00	28,400	8,133	建替予定	第2原	S.63	4	木造平屋	59.87	43,600	13,375	建替予定	4団地		69						団地名	建設年度	戸数 (内空家数)	構造	戸当り 床面積(m <sup>2</sup> )	限度額 家賃(円)	平均 家賃(円)	備考	桜町	S.46	50	簡耐2階	41.92	6,187	3,268	建替予定	S.47	40	41.92	5,777	3,367	2団地		90						<p>公営住宅の家賃については、公営住宅法の規定に基づき定めるものとする。</p> <p>市町村立地係数については、公営住宅法の規定による。 (宗像市0.75 玄海町0.7)</p> <p>規模係数については、公営住宅法の規定による。</p> <p>経過年数係数については、公営住宅法の規定による。</p> <p>利便性係数については、合併時に調整を図る。                  ・0.7 + 立地係数 + 設備係数                  ・立地係数 = 固定資産税評価相当額を比例按分する。= 0.1                  ・設備係数 = 浴槽設備の有無で加算する。= 0.2</p> <p>改良住宅については、市町営住宅との整合性を図りながら、合併までに調整する。</p>
団地名	建設年度	戸数 (内空家数)	構造	戸当り 床面積(m <sup>2</sup> )	近傍同種 家賃(円)	平均 家賃(円)	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
須恵	S.43	6(3)	木造平屋	32.63	11,900	4,100	用途廃止予定																																																																																																																																																																																																																																																		
平原	S.47	20	簡耐2階	44.94	20,500	9,300	建替予定																																																																																																																																																																																																																																																		
	S.48	10		42.74	26,000	10,200																																																																																																																																																																																																																																																			
	S.51	4		55.47	29,700	10,700																																																																																																																																																																																																																																																			
	S.52	10		55.47	32,200	11,400																																																																																																																																																																																																																																																			
	S.53	10		55.47	37,400	11,500																																																																																																																																																																																																																																																			
	S.54	10		55.47	34,600	13,600																																																																																																																																																																																																																																																			
	S.57	7		64.92	44,800	15,300																																																																																																																																																																																																																																																			
野添	S.50	解体済み					建替事業中																																																																																																																																																																																																																																																		
後曲	S.51	8(1)	簡耐平屋	48.24	27,900	5,400	建替事業中																																																																																																																																																																																																																																																		
ゆり	H.6	10(1)	RC4階	79.70	78,700	32,100	新規建設																																																																																																																																																																																																																																																		
		2		72.92	77,600																																																																																																																																																																																																																																																				
		4(2)		71.69	77,500																																																																																																																																																																																																																																																				
		8		75.00	78,000																																																																																																																																																																																																																																																				
		6		74.81	77,900																																																																																																																																																																																																																																																				
南郷	H.7	2	RC3階	79.80	69,200	11,200	建替完了																																																																																																																																																																																																																																																		
		4		79.47																																																																																																																																																																																																																																																					
		2		79.99																																																																																																																																																																																																																																																					
		4		79.66																																																																																																																																																																																																																																																					
	H.8	5		79.80	71,000			15,200																																																																																																																																																																																																																																																	
		10(1)		79.47																																																																																																																																																																																																																																																					
		3		79.82																																																																																																																																																																																																																																																					
		6		79.49																																																																																																																																																																																																																																																					
徳重	H.7	10	RC3階	79.59	73,800	15,900	建替完了																																																																																																																																																																																																																																																		
	H.8	3		79.59	74,800			28,900																																																																																																																																																																																																																																																	
		3		79.92																																																																																																																																																																																																																																																					
平野	H.11	2	RC3階	79.97	95,400	18,400	建替完了																																																																																																																																																																																																																																																		
		2		79.90																																																																																																																																																																																																																																																					
		2		79.58																																																																																																																																																																																																																																																					
		6		79.40				95,300																																																																																																																																																																																																																																																	
8団地		179(8)																																																																																																																																																																																																																																																							
団地名	建設年度	戸数 (内空家数)	構造	戸当り 床面積(m <sup>2</sup> )	近傍同種 家賃(円)	平均 家賃(円)	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
荒開	S.42	8	木造平屋	33.12	8,500	3,175	建替予定																																																																																																																																																																																																																																																		
	S.43	15		33.12	8,800	3,793																																																																																																																																																																																																																																																			
	S.44	12	簡耐平屋	31.40	9,500	3,883																																																																																																																																																																																																																																																			
	S.45	16		31.40	10,500	4,012																																																																																																																																																																																																																																																			
今門	S.44	8	簡耐平屋	31.00	9,500	4,700	建替予定																																																																																																																																																																																																																																																		
原	S.52	6	簡耐2階	58.00	28,400	8,133	建替予定																																																																																																																																																																																																																																																		
第2原	S.63	4	木造平屋	59.87	43,600	13,375	建替予定																																																																																																																																																																																																																																																		
4団地		69																																																																																																																																																																																																																																																							
団地名	建設年度	戸数 (内空家数)	構造	戸当り 床面積(m <sup>2</sup> )	限度額 家賃(円)	平均 家賃(円)	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
桜町	S.46	50	簡耐2階	41.92	6,187	3,268	建替予定																																																																																																																																																																																																																																																		
	S.47	40		41.92	5,777	3,367																																																																																																																																																																																																																																																			
2団地		90																																																																																																																																																																																																																																																							